

議 事 日 程 (第 5 号)

令和2年3月12日(木曜日) 午前10時 開議(予算審査特別委員会)

日程第 1 ※予算審査特別委員会

- 議第 6号 令和2年度遊佐町一般会計予算
- 議第 7号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計予算
- 議第 8号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算
- 議第 9号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算
- 議第10号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計予算
- 議第11号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第12号 令和2年度遊佐町水道事業会計予算

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君						

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	堀修君	企画課長	高橋務君
産業課長	佐藤啓之君	地域生活課長	畠中良一君
健康福祉課長	中川三彦君	町民課長	高橋晃弘君
会計管理者	佐藤光弥君	教育長	那須栄一君
教育委員会	高橋善之君	農業委員会会長	佐藤充君
教育課長			
選挙管理委員会	池田龍介君	代表監査委員	金野周悦君
委員長職務代理者			

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤廉造 議事係長 東海林工リ 書記 船越早苗

☆

予算審査特別委員会

委員長（菅原和幸君） おはようございます。ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（菅原和幸君） 3月6日の本会議において予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分不慣れでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

説明員としては、石垣ヒロ子選挙管理委員会委員長が所用により欠席のため、池田龍介委員長職務代理者が出席、そのほか全員出席しておりますので、報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第6号 令和2年度遊佐町一般会計予算、議第7号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計予算、議第8号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計予算、議第9号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算、議第10号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計予算、議第11号 令和2年度遊佐町後期高齢者医療特別会計予算、議第12号 令和2年度遊佐町水道事業会計予算、以上7件であります。

お諮りいたします。7議案を一括して審査したいと思います。それにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（菅原和幸君） ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

上衣は自由にしてください。

それでは、予算の審査に入ります。

1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） おはようございます。もう毎日毎日、コロナ、コロナで状況は刻々と変化をしております。ある意味終息してくれればという願いを含めた封じ込めの体制ではありますが、なかなかそうもならず、政府としても自粛の期間を延長ということで要請しているような状況でございます。本当にいつ終息して、ふだんの生活ができるのかなというところ、本当に先行きが不安な今日この頃でございますけれども、それでは私のほうから質疑のほうさせていただきたいと思えます。

まず、企画課のほうにお伺いをしたいのですが、令和2年度遊佐町歳入歳出予算書の24ページでございます。款18の8目総務企画費寄附金の1節企画費寄附金のふるさと納税寄附金につきまして予算のほうを見ますと、前年と同額ということであります。私の認識としては、どれだけふるさと納税してくれたかと、ざっくり言いますと、そういう認識なのでありますが、要するに確定要素、増えるか減るかというところでいくと、かなり不確定な要素が多分ございますので、なかなか予算を立てるに当たって、例えば1,000万円アップ、2,000万円アップみたいなところはなかなか出しづらいなという、だろうなというところは十分理解した上で、ちょっとお聞きをいたしますけれども、大体民間の考え方でいきますと、一応売上げというものに対して、前年何%増するためにこういうことを行ってというような、いわゆる目標といいますか、そういうものを立てながら、いろいろ試行錯誤しながら行っているわけでございますが、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる当初予算で上げるに当たってはなかなか不確定な部分については数字上げづらいというような状況も十分理解をしつつなのですけれども、これはやはりいわゆる歳入についても大きく関わってくる一つの項目であるかなというふうに認識もしておりますので、なかなか同じ額でということよりは、やはり少しずつ納税していただくためにいろいろ努力をしていくべきではないのかなという考えもございまして、その辺同額というところでの考え方、所見のほう、少し伺いたいと思えます。お願いします。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

ふるさと納税寄附金については、予算額としては昨年と同額というふうなことにさせていただいたところであります。言ってみれば今年度、元年度よりは来年度もっと上回るような努力というふうなことも考えておりますけれども、予算編成上はこういった数字にさせていただいたということでもあります。ふるさと納税のいわゆる歳入、来た場合、返礼品につきましては地元を含めて提供事業者に売上げとして入ることとありますので、町としても多く頂けるように努力はしていきたいというふうに思っております。その対策の一つとしては、来年度、2年度から楽天の、いわゆる取次ぎといいますか、取扱いについて地元の酒田市の業者さんをお願いをするというふうになりましたので、言ってみればそういった意味で出店者の手間が少し軽減されるというふうなことで、出店される事業者さんが増えることを期待をしております。

すので、そういった意味では寄附金が元年度よりも上回るというふうなことを目標にしながら頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 分かりました。やはりチャンネルも増やしていきながら品目もできれば増やしていきながらというところでの日々の掘り起こしですとか、開発ですとか、そういったことも重要になってくるのかなというふうに思いますので、ぜひ少しでも歳入を上げるという観点からもここは頑張っていたきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、予算書の32ページです。32ページ、目の8企画費の7節報償費、ふるさとづくり寄附金返礼品等ということで8,695万2,000円になっていますけれども、こちらの内容のほう、内訳のほう、説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

この報償費につきましては、ふるさとづくり寄附金返戻金として6,250万円、これが一番大きな予算項目になります。その次大きいのが地域おこし協力隊の隊員謝礼、こういったものでありまして、これが1,705万2,000円確保、予算化をしております。あと、そのほかは事業の講演会の講師謝礼であったり、ジオパークのガイド講座の講師謝礼、こういったものが含まれてございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ただいまふるさとづくりの内訳、ふるさと納税返礼品に6,250万円という答弁でございました。こちらのほうの返礼品に係る費用といいますか、金額的に昨年、昨年と比べて今年度の予算はどうなのか、全体的に返礼品についてはどういう推移で来ているのかというところを少し教えていただきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

昨年度、元年度の返礼品の予算につきましては、当初3,250万円ですとスタートをしておりますけれども、9月で補正をいただいて、2年度と同じ6,250万円、こういった水準にまで予算を確保したところでございます。今主に予算としては6,000万円と250万円、250万円分については前年度にお申込みをいただいて、定期便という形で1か月あるいは2か月ごとにお送りをする、そういった方式もございまして、そのために6,250万円というふうにしていただいております。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） はい、分かりました。いわゆる今回の予算につきましては、前年度の補正も踏まえてという金額ということで認識いたしました。総務省のほうからもいろいろふるさと納税についてはルール各種あるわけでございますので、先ほどのコロナの話の関連でいきますと、ティッシュペーパーですとか、マスクですとか、そういった返礼品があるところが今物すごく申込みがあつてというようなこともあつたり、何がどうなつてこう申込みが増えるのかということも分かりませんので、先ほど申し上げましたけれども、日々の部分が大切になってくるのかなと思います。ルールを破らないように粛々と納税額、寄附額を上げていけるように、返礼品も増えるようにやっていただければというふうに思います。よろし

くお願いいたします。

それでは、続きまして、予算書の33ページです。同じ企画費の14節工事請負費でございます。5,550万円、舞鶴地区若者定住促進事業工事費等ということであります。こちらのほうも等ということでありますので、内訳のほう、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

舞鶴地区若者住宅のいわゆる第1期の造成工事ということで、金額としては5,300万円、そのほかジオパークの看板の設置ということで120万円、町づくりセンターの営繕工事として100万円、集落案内看板等の工事費として30万円、以上合計で5,550万円ということでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） それでは、重ねての質問になります。5,300万円、舞鶴地区の若者定住の住宅促進ということで、こちらのほうの、またさらに詳しい内容を教えていただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

舞鶴地区のいわゆる造成工事につきましては、今年度測量と設計を発注してございます。まだ設計ができておりませんので、工事費については概算ということになりますけれども、第1期の造成工事として約5,300平米程度の工事を予定をしているということでございます。宅地の造成、それから道路の造成、上下水道の管の布設、こういった内容でございまして、全体計画では23区画程度というふうなことで、予定しておりますけれども、第2期工事については令和4年度に進行計画は位置づけをさせていただいているというふうなことでございます。今年度につきましては、分譲を予定しておりますけれども、6区画程度に分譲ができるのではないかというふうなことで考えてございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 今の答弁の中で、道路という話がありました。これいわゆる都市計画、私の感覚でいくと、道路については都市計画のほうの絡みも出てくるのかなと、今既存で切つてある道路もあるわけですが、そちらのほうとの兼ね合いも出てこようかと思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

道路につきましては、宅地ということで想定をしておりますので、言ってみれば一般の単なる通過車両はやっぱりあまり来ないようにというふうなことを想定しながら、ただそこに住まいをする方、あるいは周辺の皆さんの利便性も考慮しまして、いわゆる今子どもセンターの脇から北のほうに向かう道路が途中で止まっておりますけれども、道路を、役場、新しい新庁舎前に造る予定の道路に接続をしていくというふうなことで考えてございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 分かりました。全体像が、造成もなっておりませんので、なかなかイメージもつかみづらいのですが、今のお話でいきますと、図書館であったり、子どもセンターであったりと、あそこの通りと造成の絡みで住宅は造成をしながら、今建設している庁舎の道路とつなぐというイメージ

でありますけれども、何とか造って、やはりこれ当たり前の話なのかもしれませんが、使い勝手が悪いとか、そういったことないように道路だったりなんだり、やはり場所だけではなくて、そういった全体的な部分もかなり重要になってくるのかなというふうに思いますので、そこら辺も含めてしっかり計画を立てていただければというふうに思っております。よろしくお願いたします。

それでは、続きまして、ちょっと飛びます。59ページでございます。予算書59ページの3目の観光費の節10の需用費の部分でございます。需用費でいろいろざっと載ってあるのですが、消耗品、燃料費、ここら辺は、いわゆるどちらのほうに対する予算なのかということも含めてちょっと説明をお願いしたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

需用費につきましては、いわゆる町内の指定管理をしている以外の観光関係の施設、公衆トイレ、それから大平の園地の関係、大平の駐車場、展望台、その辺、あとはイベント用品、こういったものになってございます。特にトイレ用品あるいは山岳公衆トイレ用品、こういったものが意外と費用かかっておりまして、消耗品のところでトイレ用品等で112万円ほどの予算というふうなことでなっております。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 指定管理以外ということの説明でありました。大体イメージはつかめるのですが、例えば今これから丸池様の部分、駐車場ですとかなんとかですとか、お話がちらほら出ていますけれども、仮にそこができましたよというところの部分も、いわゆる今の需用費というところに入ってくるという認識でよろしいでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

丸池様の近くの、いわゆる船森地内に駐車場整備をするというふうなことで計画をしてございますけれども、そこにつきましては現時点ではトイレの設置はないということで考えております。これまでもふ化場の手前の駐車場スペースのところに仮設のトイレを1基設置をいただいておりますけれども、そこはシルバー人材センターから設置をいただいておりますけれども、今のところ、まずそこはそういう形で継続をしていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 消耗品、やっぱり結構思ったよりかかっているなど。印刷製本費については、いわゆる町の観光全般に係る部分なのかなというふうに理解しておりますし、修繕につきましても今の説明でいきますと、広範囲といいますか、かなりあちこちにあるところの部分に対する修繕なのかなというふうにイメージをしておるところですけれども、やはりこういったものが増えていけばいくほどやっぱり費用というものがかかってくるのかなというふうに思っております。なるべくかからないようにというところでもあるのですが、かかるものはしょうがないのかなという部分もあります。痛しかゆしなところもありますので、何とも言えないのですが、なるべくやっぱりこの辺もランニングコスト的な部分でありますので、この需用費に限らず、かからないようにというような努力もしていかなければいけないのかなというふうに思った次第でございますので、よろしく取組のほう、お願いをしたいと思っております。

それでは、同じ、続きまして59ページの節12です。委託料。9,827万5,000円、これ鳥海ふれあいの里指定管理委託料等ということなのですけれども、特にでございますけれども、指定管理料の部分につきまして内容のほう、ちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

ここに委託料に入っております指定管理料につきましては、鳥海ふれあいの里について2,496万円、これは遊楽里、あぼん西浜、大平山荘、3つの施設の指定管理料であります。2,496万円。このほかに十六羅漢の駐車場と公衆トイレの管理ということで指定管理しておりまして、これが110万円、あともう一点しらい自然館の指定管理料につきまして1,222万円、以上が指定管理料になってございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 毎年の予算立てという認識ではおるのですが、これ指定管理ということなので、いわゆる積算をして、指定管理料のほうは出していると思うのですが、話せる範囲で構いませんので、その辺の積算の部分について、少し説明いただければなというふうに思います。

よろしくをお願いします。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

詳細の積算根拠ということはちょっと今手元にございませんで、お答えできませんけれども、いわゆる指定管理料を決めるときのルールとしましては、指定管理をする期間を決めまして、その期間総額でどのくらいというふうなことで指定管理を予定している事業者と協議をさせていただいて、それで金額を決定しているというふうになります。いわゆる建物は町所有になっておりますので、そういった建物の維持管理あるいは運営に関わる事務的なところと、そういったようなことも含めての指定管理ということで、なかなか営業収益だけではやはり賄い切れない部分というふうなところを協議により金額を積算をしてやっているとこのようにございまして。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、終わります、次同じページです。下の下です。14節工事請負費2,280万円、観光施設整備工事費等ということでございまして。これにつきましてもちょっと説明お願いしたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

ここについては大きくは3項目ございまして。観光施設整備工事費で1,600万円、海浜駐車場の飛砂除去工事で580万円、これは海水浴場の開設に伴う西浜と十里塚の砂の撤去というふうなことであります。

もう一点、山岳トイレの整備工事ということで、これは営繕工事の故障対応になりますけれども、100万円というふうなことでございまして。

観光施設整備工事1,600万円の内訳としましては、あぼん西浜のエアコン改修、これが1,100万円、大平山荘の避雷針更新が100万円、ふれんどりい、コテージ村の火災受信機の更新が130万円、大平公園の、鹿

公園のフェンスの更新が90万円、あと屋外広告の比子地内にあります屋内広告看板ですけれども、この撤去ということで100万円というふうな、こういった内訳になってございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありがとうございます。いわゆるこれにつきましては、当初予算ということでありますので、言い方が適切かどうかは分かりませんが、今のところという認識も若干持っております。何が言いたいのかといいますと、やはり突発的な修繕というものもいわゆる緊急度の度合いもあると思うのですけれども、直さなければいけないものはやっぱり直さなければいけないというところがやっぱりありますので、いわゆる何か問題、トラブル、故障等起きれば修繕に係る部分については補正をかけてというような流れになるのかなという感じなのですが、そこら辺はどうでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

これらの工事につきましては、振興計画に位置づけて計画的に実施をしたいということでございます。予定をしているということでありますけれども、緊急の故障等がやはり例年発生をしておりますので、その都度可能な対応をしているということでありますけれども、場合によっては優先度によって少しこの当初計画したものは後回しになるといったようなことも考えられますし、それぞれ議会のときに補正をお願いをするというようなことも生じようかというふうに思っているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） たしか那須委員のほうからだったと思いますけれども、やはり観光施設についての修繕は、いわゆる振興計画にのっとった形もあるという答弁でございました。しっかりそこら辺も計画を立てながら直していくべきところは直していただければなというふうに思いますので、よろしく対応をお願いいたします。

以上で企画は終わりたいと思いますが、続きまして健康福祉課のほうに移りたいと思います。施政方針のところで、国保の部分ちょっと文書ありますので、読み上げますと、「国民健康保険関係では、国保税の算定に当たってこれまでの4方式から3方式に改めるとともに、被保険者の急激な負担増にならないよう、基金の有効活用を図り、安定的な制度運営に努めます」という文言が載っているわけでございますけれども、これいわゆるこの文書に載っている部分について、内容、具体的にといいますか、どういうことを具体的にやっていく、どうなっていくのかというところを説明を願いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

この国保税の算定の仕方についてということで、まず説明をさせていただきたいと思います。遊佐町では、現在国保税の算定に当たって4方式ということで行ってございます。これは、所得割、資産割、平等割、均等割の4つの方式を採用して算定をしているという現状でございます。この4つについて、少し申し上げますと、所得割と資産割というのは、応能割というふうに区分されまして、経済的負担能力に応じて賦課をする要素があるということ。それから、均等割、平等割につきましては応益割というふうなことで、受益に対して被保険者の世帯が平等に負担をするという性質のものでございます。所得割は加入者の所得に応じて算出されますし、資産割はその加入者の固定資産税額に応じて算出をされます。また、均等

割については、加入者1人につき定額で算定されます。それから、平等割につきましては、1世帯につき定額で算定をされると、このような構造になってございます。県では令和5年度までにこのうちの資産割をなくするというで残った3方式で全額を算出するということへの移行を推進をしております。県内では、平成30年度現在で32の保険者がございますけれども、その32保険者中23の保険者が3方式に既に移行をしているということでございます。

それでは、なぜこの資産割を廃止の方向にするのかということでございますが、そもそも資産割ができた背景については、国民健康保険制度が創設をされました昭和30年代、国保加入者の多くが農林水産、自営業者ということでありまして、応能原則における所得割額を補完する役割を持たせたために設けられたというふうに言われております。現在では、年金受給者あるいはこの無職の方が加入者の多くを占めるようになっておりまして、こういった方々の場合、資産の所有実態の多くが居住用の資産となっているケースが多くございます。これらの資産に資産割を課税することが果たしてよいのかということもありまして、実情に即していないというふうな判断から資産割を採用していないという市町村が多くございます。この資産割でございますが、国保税全体から見ると、約5%ということでありました。そう大きな額ではないということがございます。町内管内の状況を見ますと、平成30年度において、酒田市と鶴岡市については、既に3方式に移行してございます。あと、令和2年度に向けて庄内町、それから三川町についても3方式に移行することを現在検討しているという状況でございます。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 分かりました。4方式からいわゆる3方式に改めるところ、制度ができたときと、今と比べて社会の構造ですとか、社会の情勢ですとか、そういったものが変わって、やはり今までの制度がやっぱりどうなのかというところを鑑みたときにそぐわないというところでの4方式から3方式に改めますという考え方ということでありました。

では、これは分かりました。そうすると、今少し課長のほうからも答弁あったのですが、方式が変わることによって、いわゆる実際に保険料を払っている被保険者の方々の負担というところ、ここが実際いわゆる増えることがないのかというところ、そのやり方が変わればやっぱりいろいろ、いろんなところで出てくるものもあるかと思しますので、そこら辺もう少し詳しく説明お願いしたいと思えます。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

国保税の4方式から3方式に移行をした場合の試算というふうなことで出してみたところの数字がございまして、そもそも資産割の部分の廃止をするということは、その分がどこに行くのかということでありまして、試算廃止をした場合の資産割については、所得割に移して再計算をするということと考えてございます。このような方式を取りますと、それまで資産割があった世帯については資産割がゼロになって、その分が減るわけですが、逆に所得割については増えるということになります。その世帯によっては資産割がない世帯の場合ですと、所得割が増えるという世帯も中にはございます。逆に先ほど申し上げましたとおり、資産割がかなり大きな世帯ですと減るという世帯もございまして、そのようなことで、世帯によっては増減が生じるという場合がございますが、国保税全体の額としては負担する税額は変わらない。

全体ということで見ると変わらないというふうなことで想定をしているところでございます。

なお、それぞれシミュレーションということで所得がない世帯、それから100万円程度、300万円程度の世帯の動きというふうなことで出してみたところ、やはり所得が低い世帯については減る傾向がございました。所得が高い世帯については少し増えるという傾向がございました。これらの状況について先月の25日に開催をされました国保運営審議会のほうに内容を説明をいたしまして、4方式から3方式への移行について諮問をして、結果妥当であるというふうな答申を頂いたところでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありがとうございます。分かりました。いわゆるここにも施政方針にも書いてございます被保険者の急激な負担増にならないよう、基金の有効活用を図り、安定的な制度運営に努めますということでありますので、やはり制度がこのように変わった場合、先ほども申し上げましたとおり、個々によってはいろいろなパターンが出てくるかと思うのですが、全体的な運営についてはしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして予算書の41ページです。41ページ、款3民生費の社会福祉総務費、1項の18節です。18節のずっと下、41ページまで行きますと、地域支え合い体制づくり事業補助金ということで250万円載っておりますけれども、これまでの予算づけの経緯も含めた形で説明お願ひしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

この遊佐町地域支え合い体制づくり事業につきましては、老人クラブがある集落の集落公民館の改造あるいは修繕備品購入、こういったものを対象にして補助金を交付するという制度でございます。平成23年度から始まりました制度で、当時は県の補助金を受けながら実施をまいりました。今年度までに件数として84件ほど対象になっておりまして、現在遊佐町内の全部で110の集落があるわけでございますが、既に93の集落でこの制度を使って集落の拠点となる公民館の整備を行っていただいております。整備率にしまして、84.5%という格好になっております。これは、令和元年度までの集計ということでありまして、もう17の集落がこの制度を使っていないという状況であります。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） ありがとうございます。これ1回使ったら終わりなのですか。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。

お答えする前に、先ほどの質問の中で今年度の250万円の内訳について、私申し上げないでしまいました。この250万円のうち200万円につきましては、先ほど言いました地域支え合い体制づくりというふうなことで、集落の公民館、上限100万円の2集落分ということで計上をしております。具体的な集落名については決まっておりません。令和2年度にそういった要望があった場合に、まだ未整備の、先ほど17の集落と言いましたが、その17の集落から要望があったときにそれを充てていくという計画でございます。

それから、残り50万円につきましては、これも集落の公民館を拠点に、今百歳体操というふうなことで取組をやっていただいておりますが、その百歳体操のときに使う備品、例えばパイプ椅子でありますとか、

あとDVDプレーヤーとか、こういったものを購入していただくための上限5万円の予算でございまして、これの10集落分というふうなことで50万円、合わせて250万円を計上をしているところでございます。

今質問のありました1回きりですかというお話でございしますが、そのとおり、1度使った制度についてはもう使えないというふうなことで、100万円のほうも5万円のほうもそのように取扱いをしているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） それでは、では残りの17ですか、集落にまだ使えるところ、チャンスが、チャンスといいますか、権利があるということであります中で、今年度については2集落分という予算を計上しているということで認識をいたしました。ありがとうございます。

それでは、続きまして町民課のほうにお尋ねをしたいと思いますが、これも施政方針のところ、19ページの上のほう、新年度からは郵便局での窓口収納とコンビニ収納を始めますということで載っております。これ予算書的に言いますと、ちょっと勉強不足で探せなかったのですが、科目的にはどこになるのでしょうか。お願いします。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えします。

予算的には36ページ、2項徴税費、2目の賦課徴収費、11、役務費の手数料の中に入っております。手数料64万7,000円のうちの予算ということになっております。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） 当たりをつけてというと、ちょっと言葉が悪いのですが、ここかなと思って、印はつけてはおいたのです。昨年の予算をちょっと見まして、間違いがなければ、手数料の項目が22万9,000円の計上であったということであったと思うのですが、要するに何が言いたいかというと、去年より上がっていると、手数料の部分が、もし間違っていなければということではちょっとあれだったのですけれども、確定はできなかったのですが、いわゆる手数料の部分で64万7,000円になっておりまして、昨年と比べると上がっているということでありますけれども、いわゆる施政方針に今私が言ったところの部分に対する予算増ということではよろしいのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えいたします。

この予算増につきましては、ほとんどがコンビニ収納及びゆうちょ銀行の窓口収納に係る手数料等でして、コンビニ収納につきましては1件扱いますと61円に消費税という金額がかかります。その分が大体4,000件ほど見ております。初めての年ですので、どのくらいかかるか分からないということで見えております。また、コンビニ収納を全国から集めるためのシステムの利用料として月額5,000円の12か月分を見させていただいております。また、ゆうちょ銀行の窓口の手数料ということで、今までですと振込用紙だけの分を予算で見えておりましたが、今度窓口収納における部分がまた出てきますので、その分も併せて見させていただく部分が今回増えた分ということでご理解いただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） それでは、改めてお聞きをしたいのですが、町税の収納の部分についてござい

ます。いわゆる新年度から納付ができる場所が増えるということですが、おさらいになるかもしれませんが、今までの町税の収納の部分についてと、今後についての部分、もし分かる範囲で構いませんので、少し説明をいただければというふうに思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えいたします。

町税の収納につきましては、現在まで町税、月光川費、保険料、水道料、保育料、住宅使用料等につきましては、口座振替、指定金融機関の口座より振り替える場合、または納付書による納付、これは指定金融機関及び収納金融機関の窓口、郵便振込、郵便局の専用の振込用紙による納付が可能となっております。指定金融機関、収納金融機関ということになりますと、山形県内の銀行さんですとか、農協さんの窓口での払込みと、さらには郵便局におきましては、ゆうちょ専用の赤色の振込用紙、これがないと振り込みができないという状況でした。県内の在住の方にはこの郵便振り込み用紙を送っておりませんでした。特別な事情がある場合、どうしても郵便局にしかないのだというようなことで、特別な事情がない限りは郵便局窓口では納付ができないという状況になっておりました。今回コンビニ収納及びゆうちょの窓口収納を始めるということにおきまして、今度は町税等全てにおきまして口座振替は今までどおりです。また、さらには窓口収納が銀行さんとか農協さんの窓口だけではなくて、全国の契約されているコンビニ、さらには東北管内の郵便局の窓口、簡易郵便局の窓口で納付することが可能になります。そのことによりまして、特に遊佐町においては今現在銀行さんが2つ、さらには農協の窓口が2つ、これしかなかったわけなのですけれども、コンビニがさらに3つ、それと郵便局の窓口が局の窓口として5つ、さらには簡易局が3つございますので、町内の皆さんの振り込みの場所が格段にアップすると、そういうようなことも一つあります。また、いろんなところにお勤めの方がどうしても郵便局等行けない場合にはコンビニの窓口も使えますし、たまたま県外とかにおられる方におきまして、今までですと郵便振込の30円かかるほうの振込用紙による納付をしていただいていたのですが、東北管内においては通常の窓口収納と同じ金額でおさまる郵便窓口での納付が可能になるということになります。

委員長（菅原和幸君） 1番、本間知広委員。

1番（本間知広君） これにつきましては、施政方針の文章だけ見ますと、かなり短いのでありますが、実際収納する側に見れば、かなり機会が広がるというか、場所が増えるということでありまして。答弁の中でも郵便局とコンビニ納付の利便性は、間違いなくこれは向上するのだろうというふうにちょっと説明を聞いて思うわけでありまして、利便性が向上する部分についての、さらにもう少し所見があればさらにちょっとお伺いをしたいと思います。それで私の質疑は終わりたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） 先ほど答えたように、納付できる機関が大分増えるということになりますので、やはり今までなかなか納めるのに大変で、町なかまで出てくるのが大変だったという、特にお年を召した方、高齢化率がもう40%に達しようかという遊佐町でありますので、近くの郵便局の窓口ですとか、ちょっと出かけたついでにコンビニに寄ったときに払えるとか、そういったことが増えることによって収納率今現在98%をもう超しておるような状況にありますので、ぐんと伸びることはないのでしょうか、さらに納付等々しやすくなるということで、皆さんに納付の意識を向上を図っていただきたいなと思って

おります。

委員長（菅原和幸君） これでは1番、本間知広委員の質疑は終了いたします。

2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） おはようございます。先日3月11日、改めて3.11という9年前に大きな未曾有の災害が起きた日であります。私も調査日ではありましたが、その時間帯には黙祷をさせていただいたところでもあります。また、今年度はコロナウイルスという新しいウイルスがまた発生しまして、卒業を迎える子供たち、また入学を迎える子供たち、大変な心の被害と申さしめようか、やはりそういったところで高校野球なども選抜が中止になると、子供たちにとっては一生の思い出がまた一つ消えていくのかなという、そんな思いもあります。また、改めてこの9年間というのは私たちにとっては早かった9年間か、もしくは当事者にとっては長かった9年間なのではなかったかなと思っております。早い復興と、また心からお祈りをさせていただきたいなと思っております。

それでは、改めて私のほうから質疑をさせていただきたいと思っております。初めに、予算書の50ページ、こちらは産業課になります。款6農林水産業、項1農業費、目3の農業振興費、節1の報酬、鳥獣被害対策実施員報酬29万円、この内訳をちょっと伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

この29万円の鳥獣被害対策実施員の報酬でありますけれども、年間を通して有害鳥獣駆除の作業に実際に当たります実施隊員に対する報酬ということになりまして、年間の1人当たりの定額として、まずは15人登録されておりますので、それらの皆様に各2,000円ずつで3万円、それから実際に活動したときの実働に係る分でありまして、これについては1時間当たり930円ということで、年間を通して250時間ほど予算は見ているところでありまして、その分で23万2,500円、そして駆除する場合の銃による捕獲作業等がございますので、実際に猟銃等を使用した場合、1回当たり1,500円、その4回分としてさらに3人分ということで1万8,000円を見ております。あとは、駆除作業の場合、銃により止め刺し作業ということで、とどめを刺す作業の場合も銃を使いますので、その場合は1回当たり2,000円という単価を決めておまして、3回分として6,000円、合わせまして28万6,500円の経費を見てございますので、その分29万円を計上しているところであります。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今内容の説明を伺いました。何でこのような質問をするかといいますと、今イノシシが吹浦地域で少し増えているように思われます。また、銃を持っている方に伺いますと、今年あたりはやはり熊もかなり出てくるのではないかと予測がされるというお話でした。この1人当たり定額2,000円、これは会員の方に年間2,000円のお支払いという形ではあると思うのですが、銃に関しましては、やはり新品を買えばやはり高いものから中古であれば安いものまであるという話をお聞きしておりましたけれども、この出動の1,500円掛ける4回3人分というお話もありますが、含めて予算のほうで少しお安くはないかなという私としての感覚がちょっとあったものですから、お聞きしたところであります。1,500円掛ける4回の3人というお話がありました。この3人というのは、駆除の要請があった場合常時3人の出動を要請するという形の見方でよろしいのかお聞きしたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

駆除する場合は、1人ではとても危険でありますので、まずは最低3人で1チームを組んで駆除をしていただいているという状況になってございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 常時3人という形、危険性も伴うということでもありますと思うので、3人が妥当だという判断ではあると思いますけれども、その中で少しまた同じ項の中で節18にちょっとずらさせていただきます。同じ項目の中で負担金補助及び交付金の中の猟友会補助金5万円という形で載っております。現在の猟友会の会員数と会員の年齢、今後増えるであろう熊やイノシシほかの鳥獣駆除に関してかかる費用の補助として人数も含めて足りるのか足りないのか、その辺のところもちょっと伺いたと思います。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

現在こちらのほうで把握しております猟友会の会員についてでございますけれども、現在16名ということを確認しております。年齢的には80代が1名、70代が6名、60代が4名、50代が2名、40代が2名、20代が1名という形になってございます。今回このうちの実施隊員としては15名の方をお願いをしているわけでありまして、15の方が交代でそういった業務についていただくという形になろうかと思いますが、昨年度の実績としても駆除した熊の回数が2回ほどでありましたので、そういった形を見ますと、今後イノシシの対策が大分重要になってこようかとは思いますが、今のところは猟友会の会員数もこういう人数でございますので、なるべく会員数が増えるように、こちらとしても補助等、制度を設けまして支援しているところでありますので、まずは会員数に応じて、何とか駆除にも対応していただきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長のほうから携わっている方々の年代層のお話を伺いましたが、やはりこちらの組織の中でも高齢化が進んでいるのだなというふうな認識を受けたところであります。ただ、その中でもうれしい知らせといえましょうか、20代の方が1人増えているということでございました。この猟友会の中には鳥獣被害に関わる方もしくは射撃等の趣味で行う方も多分いると思うのですが、鳥獣の駆除に関わる方というのは大体どの辺の年代が多いのでしょうか。もう一つお聞きします。よろしく願いします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

現在のところは、40代から60代の皆様で8名ほどいらっしゃいますので、この中で必要に応じて対応いただいているという状況でありますけれども、猟友会に限らず、農業関係、全て後継者がちょっと不足しているという状況でもありますので、まずはそういう担い手の対策についても今後考えていきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2 番(那須正幸君) 今課長のほうから担い手の対策も考えていきたいという前向きなお話がありました。ぜひやはりこういった駆除も町にとっては必要ではないかと。もし駆除をする人がいなければ、ほかの市町村への委託もお願いしなければならないというところも出てくるのかなと思いますので、やはり銃登録に関しましても、とても厳しい審査があるようです。また、管理に関しましても管理費がやはりかかるところもあるかと思しますので、そういったところも含めまして、ぜひ今後やっぱり後継者が増えるような形で、また例えば熊やイノシシを駆除に行く場合でもやはり経験者の方と一緒に行って、やはり若い方々も仕方を多分覚えるのだと思いますので、ぜひそういった組合せと言ったらおかしいのですけれども、若い方々にもそういった経験をさせていただくような配備の仕方といいたいでしょうか、そんなところも含めて、ぜひお願いをしたいと思っております。ここはこれで終わりたいと思います。

次に、同じく産業課ですけれども、52ページに移らせていただきます。遊佐町チャレンジファーム補助金582万円、昨年度より250万円ほど増額になっておりますけれども、その内訳を伺いたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

このチャレンジファーム関係の事業でありますけれども、2つに分かれております。農業研修生と水産林業研修生という形で、2種類設けているわけですが、農業研修生のほうが大きいわけですけれども、中身としては今年度当初予算のほうと比較させていただきましても、生活支援の補助としては町外の方の場合、48万円の支給をしております。今年度は一応3人分を見ておりまして、48万円掛ける3人分で144万円でありましたが、来年度につきましては、それを5人分計上させていただいております。この分が96万円ほど増額をさせていただいております。

なお、生活支援のほうは町内の出身の方ということになりますと、半額の24万円の支援をしておりますので、今年度は1名の予算でありましたが、来年度は2名分見させていただいております。ですので、これで町内分は48万円でありますので、今年度と比べまして24万円を増額させていただきました。

あとは住宅支援として、研修生の方がアパート等借りる場合の支援として年間48万円支援をいたしますので、その場合今年度は1名分、来年度は2名分を見ております。ですので、この分も来年度は48万円ほど増額をさせていただいております。さらに、研修生を受入れする農家の支援もしておりますので、その方々1名につき年間を通しますと24万円を支援をさせていただいておりますので、今年度は4名分で96万円を計上してありましたが、来年度は研修生の予定も多いものですから、7名分の予定をしておりますので、その分が168万円ほど計上させていただいております。今年度と比較して、来年度はその分が72万円ほど増額をさせていただきました。合わせまして240万円の増と予算の比較としてはそういうふうになってございます。

委員長(菅原和幸君) 2番、那須正幸委員。

2 番(那須正幸君) 今課長のほうから答弁がありましたけれども、施政方針の中にも担い手の確保にはチャレンジファーム事業や新規就業者への資格取得支援によりという形で支援を行うというお話がありました。こういった事業に関して、やはり応募者が増えるというのはとてもありがたいことではないかなと思っております。やはり我が遊佐町にとっては基幹産業であります農業、この農業が一番やはり進んで

いけば、なかなか町の恵みにもなるのかなとは思っておりますが、実は私は農業従事者ではなくて、農業のことはあまりよく分からないわけでありまして、せっかくこの席に農業委員の会長さんがいらっしゃいますので、農業委員会の運営は何を運営しているのか、私ちょっと把握していないので、お聞きしてもよろしいでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 会長でいいですか。

2 番（那須正幸君） よろしいですか。

委員長（菅原和幸君） 佐藤農業委員会会長。

農業委員会会長（佐藤 充君） せっかくですので。農業委員会の運営ということでありまして、農業委員会のほうは農政部会と土地部会と分かれております。農政部会というのは、参考賃借料とか決めまして、農家の相対の賃金をどうしようかというのを決めております。これは、農業委員会で決めたやつを参考資料ということで、年間のお金を1等、2等、3等米の金額をどうしようか農家のほうが参考資料を使って決めていくというのが農政部であります。それから、土地部会というのありまして、土地部会のほうは田の売買、例えば庁舎なんかも転用はありますので、転用許可とかそういうのあります。特に売買というのは最近でありますけれども、昔は田を欲しくて買う人が余計でありますけれども、今は田んぼを放す人が多いということで、結構田んぼを作ってくれないか、買ってこないかというのがあって、それを土地部会のほうで調べて、ではここの田んぼのほうは作る人いないから、では誰かに作ってもらおうかとありますけれども、今現在簡単に作る人がいないと。先ほど前も町長からの一般質問ありましたけれども、後継者が少ないといった現状あります。それで、農業委員会のほうでも、ではここの田んぼを誰が買うか、作るかという場合を、すぐ見つければいいのですけれども、二、三年かかる場合もありますし、今現在売買できないところにあります。そういうのが月1回調べて、会議をしております。これから農業委員会のほうで目標とありますが、どうしていこうかでありますけれども、三、四年前に法人ができたわけでありまして、5つありましたけれども、その中で農業委員会のほうの目標としましては、集積をして、集約をしましょうというのが掲げてあります。法人のほうでは集積のほうはできているのですけれども、ただ集約となりますと、法人のほうで枝番方式というのが今メインでありまして、どうしても枝番方式をしていますと、集約ができないというのが現状であります。そうしますと、これから経費とか削減とか様々ありますけれども、では若者がこれから農業をやっていくときに、田んぼがばらばらなときは経費もかかりますし、その辺をどうしようかというのが今農業委員会のほうではこれからすべきことではないかなと思っております。ただ、これは農業委員会だけでなく、地域の部落とか、その辺で話し合っ、これからどうしていくのかなというのが農業委員会の役割でありますし、地域のこれからの課題でもあると思っております。ですから、それについてはJAさんの関係機関との連絡もそうですし、法人の会議に入っていて、例えば田んぼのほうを色別して集約していくのも結構でありますし、そうしていかないとこれからは生き残れないのではないかなというのがあります。だから、後継者がいればいいのですけれども、昔みたいなあの人が嫌だからという、そういう時代はもう終わったということで、ある程度集約していかなければこれからは作っていけないのではないかなと思っております。

それから、農業委員会心配なことは、今現在畑のほうでこれから耕作放棄地が若干増える可能性がありますし、中山間部のほうでやはり不便だということで、作り手が少なくなるのではないかなと心配して

おります。ですから、この辺のほうも法人しかり農業委員会の中でちょっと議論をして、農業委員会のメンバーも仕事を持っておりますし、簡単にはできませんですけども、ある程度これからもう10年先を読んでいる格好でやっていかないと、今60代、70代のほうが上がりますと、もう10年後どうなるのかというのがはっきり目に見えております。ですから、その辺も考慮して考えていかないと、農業委員会もしかり、若手の担い手もしかり、遊佐町全体で考えていくべきではないかなと思います。ですから、忙しくなると思いますが、農業委員会のほうも考えて入っていかなければ、これから耕作放棄地もそうですし、集積のほうも進んでいかないのであるかなと思っております。

以上であります。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） チャレンジファームについて、どういう経緯で町単独で起こした事業かということとをちょっと説明をさせていただきたいと思っております。今、今日訂正箇所という形で青年就農給付金という形がかつて国は若い人が、40手前か、就農した場合は5年間支援しますよという制度がありました。当時150万円で5年間という形でしたけれども、遊佐町ではやっぱり初めて農業やって5年間で物にするというのは物すごくきつい制度であろうな、国の制度にプラスしてチャレンジファーム支援制度を、チャレンジファーム事業を整えたということで、お隣の酒田ではこういう制度は持っていません。庄内でも多分鶴岡は持っているけれども、あとは持っていないのだと思います。なぜかという、1人で150万円、それで夫婦の場合はその半額で75万円足すと225万円になるのですけれども、これを準備型でしっかり整えて、それからこの制度、青年就農給付制度というのは所得があると、もうすぐ減額するというような制度が国では当初から想定していました。所得があったら、もうどんどん減らしていきますよという制度なので、町としてはどうしてもやっぱり地域の農家にご指導いただきながら、協力いただきながら、新しい制度をつくって、新規就農者しっかり受け止めましょうという形でチャレンジファーム支援事業を整えたということで、それでやっぱり今利用する方が非常に増えているという現状については、町としてはうれしく思っています。ただ、国から助成制度があるから、つくったのではなくて、これは町単独でやっぱり新規就農者をしっかり支えましょうという制度でつくったということをご理解をお願いしたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今町長のほうからもご説明等、また農業委員会の会長からも説明がありました。実は私も前回一般質問の中でもさせていただきました。今回1番の本間委員のほうからも少しお話があったと思われます。私もこういった形でチャレンジファーム等の事業の質問をさせていただく中で、安易に農業を語ってはいけなかなと改めて農業の大変さと、やはり取り組む人たちの志等を考えた中でちょっと農業委員会のほうでも内容が分からなかったのが、今回お話を伺ったところでありました。また、町長からも町単独でつくったチャレンジファーム、私はこれに対してはとてもいい企画だなと思っております。やはりその中でも前の一般質問の中でお話をさせていただきました。アフターフォローもやはりしっかり考えながらこの農業育成というのはやっていかなければ、先ほど農業委員長のお話もありました、10年後が心配だと。現実10年という先ほどもお話をしました9年はとても早く感じました。やはり10年というのはやはり従事している人たちにとってはすごく長いかもしれませんが、周りからとってみると、とても早いのではないかなと思っております。やはり10年を迎えたときにこのチャレンジファーム

を利用した方々がぜひ遊佐町で農業を営んでいる人口が増えることを私は願いたいわけでありまして、こういったいい企画に関しましては予算の増量とかも今後補正の在り方とかも出てくるのではないかなと思っておりますので、ぜひそういった形で行っていただければありがたいなと思っております。チャレンジファームにつきましては、終わりたいと思いますが、課長の答弁をちょっと伺いたいと思います。よろしくをお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

確かに前回補正の中でも一応申し上げましたが、都会から来て、夢を持ってまずは農業に取り組んでいきたいという強い志を持って町のほうに来られるわけでありまして、その方々には応分の支援も行いたいと思っております。ただ、やはり中には体調を崩して仕事ができなくなったりということで、せっかく農業次世代人材育成事業の開始型を受けても途中でリタイアされる方もおりますので、まずはそういう農業関係の支援もありますけれども、周りから地域一体となって支援するような、そういう形で今後も進めてまいりたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） ぜひ携わる人たちがやはりよかったなと思うような政策をまた引き続きお願いしたいと思っております。

それでは、変わりがまして、今度は地域生活課のほうに移らさせていただきます。予算書の62ページ、款8の土木費、項2道路橋梁費ですかね、1の道路維持費、節の7報償費、町道除雪協力謝礼等、こちらほう506万の予算が上がっております。この内訳をちょっと伺いたいと思いますが、よろしくをお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

町道除雪協力謝礼等506万円の内訳でございます。まず、1つといたしまして、町道に張り出しました支障枝等の伐採につきまして、集落等で行った場合ですけれども、この謝礼といたしまして6万円計上させていただきます。

また、もう一つでございますけれども、自主除雪協力謝礼ということで、冬期間になりますけれども、除雪機械の入れない狭隘な狭い町道につきまして、各集落が主体となりまして農業用機械等などを使いまして、自主的に除雪作業を行っていただいた場合、燃料代相当ということで、1時間当たり1,000円、上限を10万円という形でお支払いをさせていただいております。例年60集落から70集落申請を頂戴してございます。これに見合う予算ということで500万円計上させていただきます。合計506万円でございます。

なお、これまでの実績になりますけれども、平成29年度につきましては71集落から申請を頂きまして、429万1,000円、30年度につきましては70集落373万5,000円という形でお支払いをさせていただいております。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今の課長の答弁をお聞きしまして、内容が分かったわけでありました。遊佐町は、

町道大きいところばかりではなくて、それに携わる、やはり細い道路が多々あります。山間部とかに行きますと、朝早い出勤、また通学に関しましては自主的に地域の方々から行っていただいておりますところも承知しておりました。予算につきましては、今年度は、今年度といましようか、令和元年度は雪が少なく、またあまり除雪費の利用がなかったのかなとは思いますが、自然のものでありますので、やはりこういった形で地域の方々からご利用いただいて、予算を取っていただくというのはとても地域の方々にも本当にありがたい思いでいますし、やはり予算がなければボランティアもなかなかできないわけですので、そういったところではやはり時相応によって予算の確保をぜひお願いしたいなと思っております。

続きましては、同じく65ページに移ります。項4の都市計画費の中の4公園費、節14工事請負費の公園整備工事費1,450万円とありますけれども、この内訳を伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

公園整備工事費1,450万円の内訳でございます。1つ目といたしまして、下野沢やすらぎ公園の整備費に1,150万円。そしてもう一つですけれども、その他の公園ということで、緊急補修工事用ということで、300万円、合計として1,450万円というふうになってございます。町では公園に対しますニーズ調査ということで、平成25年3月に公園再整備計画を策定してございます。このニーズ調査からは子供たちの遊び場の遊具整備を望む声が多く寄せられてございます。この結果を踏まえまして、平成25年度より計画的に遊具整備を行ってきたところでございます。これまでの整備についてでございますけれども、平成25年度、初年度になりますけれども、こちらにつきましては中央公園、そして翌年、26年度につきましては遊ぼつと、ご案内のとおり手長足長ということで、かなり多くの子供さんからご利用いただいております。そして、28年度につきましては白木のあかしや公園、そして29年度、30年度、2か年にわたりましては吹浦の児童公園、そして今年度につきましては、月光川の八子の巣公園のほうを遊具整備行っております。そして、最終年度、来年度になりますけれども、下野沢公園のやすらぎ公園を整備して完成という形になります。

なお、下野沢やすらぎ公園の整備内容でございますけれども、ブランコの更新、ジャングルジムの更新、鉄棒の更新、スプリング遊具の更新、そして草刈り機械収納庫、古くなっていましたので、収納庫の更新、そしてベンチの新設ということで、そのような形で整備を進めていきたいというふうに計画をさせていただいております。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長のほうからご説明がありました。ニーズ調査で子供の遊び場としての遊具整備を望むというお話がありましたけれども、前よくこの遊具でけがをして、その受皿がどこになるのかというようなお話が多々ありまして、なかなかこの遊具に関しては整備はあまりしないような感覚が私としてはあったのですけれども、その遊具の設置と管理についてはこういった形で、この予算に入っているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（ 畠中良一君 ） お答えいたします。

地域生活課では都市公園 5 か所、河川公園 5 か所、合計 10 か所の公園を管理させていただいております。

ただいまご質問いただきました遊具の点検でございますけれども、平成 29 年度までは自前で点検マニュアルを作成いたしまして、ボルトの緩みや、そしてがたつき、ささくれ等の調査ということで、点検ということで、月 1 回点検を実施してございました。平成 30 年度からにつきましては、都市公園の遊具につきましては、資格を持つ専門業者の点検が義務づけられたということで、30 年度からは専門業者による点検を行っております。

なお、河川公園につきましては、これまでどおり自前の点検マニュアルによりまして月 1 回定期的に点検を実施しているところでございます。

以上でございます。

委員長（ 菅原和幸君 ） 2 番、那須正幸委員。

2 番（ 那須正幸君 ） 今課長のほうから説明がありまして、29 年までは自前でマニュアルをつくって、月 1 回の点検を行っていたということでありましたけれども、30 年度からは都市公園に関しては義務づけられて、専用の整備する業者さんのほうに委託というお話がありました。例えばここで事故が起こった場合の補償とかはどちら側に当たるのか、これだけちょっと確認をしたいと思いますので、よろしく願いします。

委員長（ 菅原和幸君 ） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（ 畠中良一君 ） 保険の適用につきましては、ちょっと確認させていただきまして、後で説明させていただければと思います。よろしく願いいたします。

委員長（ 菅原和幸君 ） 2 番、那須正幸委員。

2 番（ 那須正幸君 ） では、すみません、後ほどでも結構ですので、よろしく願いをいたしたいと思います。

地域生活課は終わりました、次に教育委員会のほうにちょっと質疑したいところがありましたので、お願いいたします。71 ページになります。款 10 教育費、2 項の小学校費の中で 1 の学校管理費、節 12 の委託料 2,161 万 1,000 円の設計監理委託料の内訳をちょっとお伺いしたいと思いますので、よろしく願いします。

委員長（ 菅原和幸君 ） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（ 高橋善之君 ） お答えいたします。

内訳の主なものを申し上げます。まず、遊佐小学校の新校の開校に伴う校舎の増築でございます。そのための基本設計業務の委託料が 805 万円となっております。それから、校舎増築に伴います地盤調査、ボーリング調査でございますけれども、この委託料が 600 万円、それから遊佐小学校の体育館、これは新校開校とは関係ありませんが、遊佐小学校の体育館で、今年度外壁の改修工事を西側、西面を行っておりますけれども、残りの 3 面、これを行うための工事の監督監理業務、この委託が 33 万円となっております。同じく遊佐小学校の体育館で木部あります。木の部分がありまして、これを定期的に塗装していかないと腐ってしまうということで、ちょうど令和 3 年度の工事に向けた塗装工事の設計業務、この設計委託料が 63 万円でございます。ほかは、5 小学校の管理に係る点検保守、そういったものの経常的な経費であ

りまして、大きいものといたしましては、各小学校の警備保障委託、これが185万円、5校分でございます。5校分で185万円、これが大きいもの。あとは、100万円未満のものでございまして、消防設備の保守点検、それから遊佐小学校の灯油地下タンクの清掃委託、それからプールの保守点検、こういったものがございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） ただいまご説明がありました新校の建築に伴う基本設計業務という形でありました。また、地質調査という形、ボーリング費も上がっておりますけれども、もし差し支えなければ場所どの辺になるのか、分かる範囲で結構ですので、よろしくお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） ただいま増築の必要性については開校準備委員会の総務部会のほうで議論をしております、やはり校舎の中で不足する教室を設けるのは困難であろうということで、外に造らなければならない。不足する予定の教室の数が5教室でございます。平家で5教室のスペースがなかなか取りづらいということでございますので、2階建てにした際に、1階3教室、2階3教室の6教室の今議論がなされておるところです。その2階建てにすれば、今現在プールがある隣のバスの回転場がございますけれども、その辺りを給食室からずっと空き土地がありますので、そこを活用して、何とか間に合うのではないかとということまで今話はなっておるところでございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今課長のほうからもご説明がございましたが、教室が足りないというのは、前からお話は伺っております、承知しているところではありました。この新校に関しましては、ぜひ周知を町民や、周知ができるのであればもっといろいろな面も周知をぜひ早くしていただければ分かりやすいのかなということも私としても意見等ありましたので、その辺のところも含めまして、よろしくお願いいたします。また、ここに来るときにやはり遊佐小学校の西側の木外部、私も塗装が剥げていて気になっているところではありました。結構足場がかかるのではないかなという形でいつも見ておりましたので、ぜひやはり見た目が悪いと何かみすばらしく感じるところもありますので、ぜひ危険のないように補修工事のほうをお願いしたいと思っております。

次に、75ページに移りまして、項4社会教育費の中、4の図書費、節14の工事委託費622万円、施設設備工事費のこの内訳をちょっと伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

町立図書館の内部照明のLED化を行いたいということで、更新の工事費に計上してございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今図書館のLED照明の新規更新という形でありましたけれども、図書館といえれば本を見る場所でありまして、やはり明るさ的には電球の球の劣化もあるとは思っておりますけれども、今までは電球で足りていたのではないかなという形で思うのですけれども、その状況のところをちょっと伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

図書館建設になってから30年近くたちますでしょうか。やはり経年劣化といいますか、照明器具につきましても大分古くなっておりまして、非常に中が暗いということで、利用者の方からもそういったお声が少し出ている。設計時点、建築当時はそうでもなかったのかもしれませんが、最近は照明の位置についても現状のままだとやはり本を探しにくいようなところに照明があつたり、照明の向き、これについてもなかなか改善を必要とするようなところもあるということで、思い切ってLEDに更新をして、内部を明るくしたいというふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 図書の利用に関しましては、私もPTA時代、子供たちと一緒に図書館を利用した読み聞かせやいろいろ紙芝居とか行ってまいりました。教育長の方針もあつたのでしようけれども、現代の遊佐町の子供たち、特に小学校の子供たちは読書を本当に、中学校もそうですけれども、よくやっているなという私の実感であります。そういった形で照明がまた明るくなつたりして、本の選定が楽になつたりとか、やはり文字が見えやすくなつたりとか、それによって学力もアップしたということであれば、またそれによつては喜ばしいことではあります。特にこのLEDに交換した場合の電気料の費用対効果といたしましうか、そういったところ、かなりお安くなるのではないかなと思いますけれども、現在の料金と比較してどのくらい見込んでいるのか、もし分かる範囲でよろしければお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

平成30年度並びに令和元年度、今年度の見込みを2か年見てみますと、年間で電気料金が240万円ほどかかっております。このLED化の設計業者のほうに問い合わせてみましたところ、年間で半分近くは節約できるのではないかという答えをいただいております。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 現在電気料金も上がっておりますので、年間半分くらいの電気料金の使用で済むということであれば、10年たてば大体1,000万円くらいは節約になるのかなと思っております。教育に関する投資としては、私はぜひ進めていただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、最後になりますが、76ページに入らせていただきます。目6の文化財保護費、節14の工事請負費であります。こちらも施設設備工事費といたしまして、120万円の予算が上がっておりますけれども、この内訳を伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 文化財保護費の工事についてですが、まず旧青山本邸のほう、ここに100万円計上してございます。中身といたしましては、木塀の塗装工事、それから研修センターのエアコンの交換1機の工事分でございます。それから、残りの20万円につきましては、ハッチョウトンボの生息地がございまして、その木道及び保護柵の改修工事に計上してございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） 今ご説明がありました。旧青山本邸の工事費に100万円と、またハッチョウトン

ポの生息地に関しまして20万円という形でありますけれども、実は私も生まれ故郷のほうにハッチョウトンポ生息地でありまして、中学校のときはよくその場所にもハッチョウトンポを探しに行った思いがあります。そのハッチョウトンポ生息地に関しまして整備をするわけではありますけれども、現在どのような方々、何人くらい来町しているのでしょうかと思ひまして、その辺のところを少し、分かる範囲でなければお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） ハッチョウトンポの生息地は藤井のほうにございます。そちらのほうに直接行かれる方の分もございまして、しらい自然館に宿泊されている、利用されている方がガイドを伴って行く場合もございますので、全体的な人数を把握してはございませんが、やはり夏休みとかの時期になりますと、子供たちが自然体験教室等で、まずほとんどハッチョウトンポの生息地は見に行っているという内容のようでございます。

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員。

2番（那須正幸君） やはり貴重な資料というか、貴重な町の財産でもありますので、やはり数多くの方々が見られるような形でそういった整備をぜひお願いをしたいと思っております。今回の予算を見まして、やはり削減に関しては総務課のほうでかなりご苦労なされたのかなと思っておりますが、それに伴いまして、やはりぜひ貴重なお金でありますので、有意義のある、また本当に大切な使い方をしていただければありがたいと思っております。

以上をもちまして私の質疑を終わります。

委員長（菅原和幸君） これで2番、那須正幸委員の質疑は終了いたします。

3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） それでは、数点質問をさせていただきます。よろしくご答弁をお願いいたします。

まず最初に、総務課からお願いいたします。31ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目一般管理費、節の18負担金補助及び交付金、説明の職員自己研修等支援助成金6万円、これのご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

職員自己研修等支援助成金6万円でございます。これにつきましては、職員の業務に資する資格取得、それから自己啓発、あと研修事項に要する費用の2分の1、上限2万円でありますけれども、それを助成するものでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今ご説明を受け、了解いたしました。2万円掛ける3ということで、3名分というふうに分かりました。この制度は、今頂いた資料によりまして、平成30年の4月から始まったというふうに承知してございます。町のことを執行するのは全て人だと思っております。この内容非常に充実しているというか、対象となる自己研修の例ということで、職務に関する知識、能力の向上に関するものとして日商簿記検定、社会福祉士国家試験、工口検定等々ございます。今現在これを受講された方は何名い

らっしゃるのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

この制度につきましては、自己啓発の促進、それから職務能力の向上を図って始めたわけでありましてけれども、残念ながら今現在応募は誰もいないという状況でございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今残念ながら該当する方がいらっしゃらないと、そういうお答えでございます。これについて町長どういうふうにご所見ございますか。ないということに関しては。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 遊佐町としては、山形県の研修センターから職員を派遣していただきと言われた時期がありました。もうそれ4年ぐらい前ですか。それで、庄内町で、鶴岡と酒田では交代に庄内では出したのですけれども、市だけが出すのはふさわしくないでしょう形で、庄内町、遊佐町、三川町の3町から1人出していただきよということありましたので、庄内町さんはちょうどその当時は南三陸町に応援かなり行っていた時期でありましたので、遊佐町からは出せずにいました。やっぱりああいう研修センターに職員を出している町として、まだ研修制度をやっぱりしっかりと受け入れようとする町としてはそういう新たな制度、ちょうど30年と職員の不祥事も管理職にあったわけですから、それらを整えてスタートしたのだと思っておりますが、やっぱりできれば1人、2人出てほしいです。やっぱり自らを鍛える、それから講習会に行く、そういう形で、私自身がそういう会にも行かなければまずいのでしょうかけれども、職員からもぜひとも利用していただきたい制度と、このように思っています。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 先ほども私申し上げましたけれども、動かすのは職員であるというふうには思っています。職員の知識、能力向上のためには非常にいいものだと思っております。これについてやはり希望を取って、または希望を取ってこういうところに行きたいのだ、受講したいのだということを取り上げて、それをバックアップといいたほうがいいかと、補助する2分の1ではなくて、もっと全額でもよろしいかなというふうに思うものでございます。やはり日々自己研さんということに職員は、我々もそうですけれども、かかっていると思います。やはり意識づけというのが非常に大事なかなというふうに思いますので、引き続きけつをたたくわけではないですけれども、こういう制度を利用するというふうに持っていていただきたいと思っております。

続きまして、その下、節21補償補填及び賠償金59万5,000円、これのご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

59万5,000円の内訳につきましては、ここに、資料にありますとおり、損害賠償金が50万円、それから償還金決済金等ということで、9万5,000円ほど計上させていただいております。損害賠償金につきましては、交通事故などによりまして、損害賠償が発生したときに支出をしているものでございます。あと、償還金決済金等の9万5,000円につきましては、これは新庁舎東側用地購入に伴う土地改良の決済金ということになります。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 多分これは以前からの流れでこういうことになっているのだと思いますけれども、基本職員の方、我々もそうですけれども、正当な行為、行動をしていれば相手方に損害を与えるという事態には多分陥らないのではないのかなと思っております。ですから、私が申し上げたいのは、賠償されても、賠償するような行為はあつてはならない、本音と建前を言えばそういうわけにはいかないのでしょうけれども、やはり公務員として建前、つまりは正規な行動を取ってれば、この賠償金というような文言は必要ないのではないのかなというふうに個人的に思います。これいかがでございますか。

委員長（菅原和幸君） ちょっと答弁待ってください。

ここで3番、佐藤俊太郎委員への答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分）

休

憩

委員長（菅原和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（菅原和幸君） 2番、那須正幸委員の質疑について答弁を保留しておりましたので、地域生活課長から答弁願います。

地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） 那須委員に答弁を保留しておりました遊具の保険でございますけれども、保険につきましては総務課で町の町有施設に掛けております全国町村会総合賠償補償保険が適用になります。

以上でございます。

委員長（菅原和幸君） それでは、3番、佐藤俊太郎委員への答弁を保留しておりましたので、堀課長より答弁をお願いします。

堀課長。

総務課長（堀 修君） それでは、お答えをいたします。

交通事故等の防止、それから交通ルールの遵守につきましては、職員研修や朝礼等においての声かけ等々で注意喚起をしているところでもありますけれども、それでも残念ながら事故が起きてしまったときには損害賠償をしなければならないということで当初予算のほうに50万円という金額を計上させていただいております。この50万円という金額につきましては、町長が専決処分することができる事項の中に1件の金額が50万円以下の損害賠償請求事件に関わるものということがありますので、この予算を計上させていただいたところでもあります。その50万円を超えたときには議会の議決が必要になるわけでございますので、そのときには補正をさせていただいて、議会にかけさせていただくということになるかと思っております。

なお、最近の状況を言いますと、平成27年度に、これは人身事故でありますけれども、100万円以上の金額をお支払いしたということもあったようであります。専決処分については後ほど議会のほうに報告をさせていただくということになりますけれども、そういった形で支出のほうをさせていただくことになり

ます。

なお、その交通事故等々につきましては、引き続き注意喚起をしていきたいというふうに考えているところであります。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） よく分かりました。事故が起きないように、共有をよろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして67ページ、目3消防施設費、節14工事請負費、防火水槽設置工事費900万円、これのご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

工事請負費、防火水槽設置工事費ということで、900万円を計上させていただいております。これにつきましては、防火水槽の補修工事が1基ということで800万円、あとその防火水槽に関わる補修工事部分ということで100万円を計上させていただいているところであります。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） この補修工事の内容はどのような補修の工事でございますか。お願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

令和2年度につきましては、防火水槽の補修工事1基ということで、田中集落の防火水槽、これは蓋のない防火水槽があるわけでありまして、そこを蓋のある防火水槽に改修する工事ということで800万円を計上させていただいております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 私の近くにある防火水槽は蓋ございません。それで、周りに2メートルくらいの、2メートル50くらいありますが、高いフェンスで4方を囲まれております。こういう安全上若干問題があるのかなというふうなお考えなのでしょうけれども、これを撤廃して、全部蓋をするという工事でよろしいですか。お願いします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） はい、基本的にはそのような考え方で工事をさせていただくということでありまして。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 町内に未工事の蓋のない防火水槽はいかほどの数あるのか、ご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

町内に防火水槽全部で223あります。そのうち有蓋、蓋のあるものにつきましては、184、現在蓋のない防火水槽については39という数になってございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） これは、将来的には全て蓋をつける有蓋のものになるというふうに考えてよろしいですか。お願いします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

基本的にはそういうことで進めておりますけれども、何せ1基当たり800万円と大がかりな工事になりますので、そこは計画的に優先順位をつけて工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） 蚊などの害虫発生及び一番大変なのは子供が転落する等々の危険性を排除するための工事だと思います。引き続きよろしく工事のほどお願いいたします。

では、続きまして17、節17、そのすぐ下でございます。備品購入費470万円、小型動力ポンプ購入費等、これのご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

備品購入費の小型動力ポンプ購入費等であります。これにつきましては、小型動力ポンプの購入費が420万円、それから消防用デジタル受令機購入費が50万円という内訳になってございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） 非常に便利な世の中で、インターネットで調べると小型動力ポンプを販売している会社が数社出てまいりました。この中でいろいろあるのでしょうかけれども、機種を選定等については検討なさった上での機種選定でございますか。ご説明をお願いします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

酒田管内でもこの機種を扱っている業者は数社ございます。その数社から見積りを取りまして、その上で決定をさせていただいているというところであります。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） そうしますと、こちらのほうで、例えばの話ですけれども、A社、B社、C社ある、そのB社のこれが非常に性能的にも良さそうだからというような提案で見積りをもろうというような方法ではなくて、あくまでも消防ポンプ今年2台更新する予定だけれども、見積りどんなものなのかというような入札の方法でしょうか。そこら辺お願いします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

機種につきましては、あらかじめ係のほうで選定をいたしまして、その選定に基づきまして数社から見積りを取ります。その見積りの中から設計書を作成しまして、入札を経て決定をするという流れになってございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番（佐藤俊太郎君） 常備消防と比べて非常備消防、つまり消防団の方々は訓練をするとは言いつつも、やはり時間的制約もあるでしょうし、なかなか大変だというふうに私個人思っております。ですから、

予算の許す限り、最大限いい機種を購入していただきたいというふうに思ってこの質問は終わらせていただきます。

次に、企画課に移りたいと思います。32ページ。目8企画費です。節8旅費、説明、訴訟代理人等費用弁償等575万1,000円、これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えいたします。

旅費につきましては、職員旅費あるいは各市議会との委員の費用弁償等も含んでおりますけれども、説明にあります訴訟代理人等費用弁償につきましては、16万5,000円確保してございます。これにつきましては、町の訴訟代理人弁護士が公害等調整委員会を傍聴する際に必要になると、だった場合に支出をする予算ということで、3回分確保をしているところであります。あとは、職員の普通旅費ということで、399万7,000円、審議会等委員、それから集落支援員、こういった方の費用弁償ということで158万9,000円、内訳は以上のとおりです。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 第1番目と言ったらおかしいですけども、ぼんと訴訟代理人というふうな名称が出てきたので、随分大きな金額だなと思い、質問させていただきました。了解しました。

続きまして、32ページの一番上、節12委託料、広報等配送委託料等70万7,000円、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えいたします。

この委託料につきましては、広報のいわゆる配送委託料、これはシルバー人材センターから派遣をいただいておりますけれども、45万7,000円。もう一点、ふるさとCM撮影編集委託料として25万円。

以上であります。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 以前ふるさとCMに関して予算を上げていただけないものかというふうなご提案をいたしましたところ、いや、遊佐の心意気を示すものであって、このままでいいというようなご答弁を頂きました。今回ふるさとCM特別賞受賞見ました。非常によくできていて、あれ何でこれが特別賞で大賞ではないのかなというくらいの出来栄だと個人的には考えております。課長おっしゃったとおりに遊佐の心意気を見せていただいたというふうに私個人的に感激しております。

それでは、この項は終わりました、33ページ。8企画費の節14工事請負費5,550万円、先ほども1番委員が質問されておりました。これの若者定住促進、若者のご定義をちょっとお願いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

町としては、ここでいう、こういった若者といった場合にはおおよそ40歳未満の方というふうなことで考えているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 考えているということは、明記をされているというわけではないわけですか。

お願いします。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） いろんな事業がありますので、はっきり40歳以下とか未満ですとか、そういったふうに行っている場合もあれば、おおむね40歳というふうな表記をしている場合もございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 意欲があって申し込めばおおらかに対応すると、このような考えでよろしいですか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 遊佐町にずっと定住をしていただけると、そういうふうな若い皆さんを呼び込みたいというふうなことでありますし、あるいは町内からの転出を避けると、そういった意味合いもございます。そういった意味ではあまり厳密に区切ると、やっぱりちょうどそこに僅かですが超えてしまった人が残念というふうになりますので、そういったことも、言ってみれば本人の意欲、そういったものを勘案しながら決めていくのがいいのかなというふうに思っておりますので、それぞれ事業、事業でやっぱり判断をしていくというふうになると思っておりますのでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 今まで工事等々、設計工事等々の段階でございますが、申込みの段階でこの年齢以外に条件等々はつく予定でございますか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

具体的な詳細の条件については、まだ今後検討というふうを考えているところでございますけれども、当然若者定住用に宅地を造成をして、分譲をしていきたいと、あるいはそういった内容でありますので、やはり遊佐町に定住の意欲がある人、あるいは一定転売については制限をしていくと、そういったような条件がつくのではないかとというふうなところでは想定しているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 遊佐町にとって非常に効果的な施策だと思っておりますので、強く執行していただきたいと思っております。

次に、節18、同じ目でございます。負担金補助及び交付金の説明の中の国際交流事業負担金640万円、これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

この負担金につきましては、遊佐町国際交流推進協議会に全額支出をしているものでございます。事業の内容としましては、ハンガリー・ソルノク派遣事業として360万円、国際理解事業として英会話、日本語講座こういったものに対して85万円、あとは事務的なことについて、NPOいなか暮らし遊佐応援団に委託している部分もありますので、その委託料として165万円、こういったような支出になってございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番(佐藤俊太郎君) 今回の新型コロナウイルス関係でソルノクへの派遣が中止されたというふうにお聞きしていますが、これは間違いございませんか。

委員長(菅原和幸君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) はい。先日ご報告申し上げましたとおり、中止をしてございます。

委員長(菅原和幸君) 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番(佐藤俊太郎君) 将来を担う子供たちが夢を持って応募して、当選して、わくわくしているさなかにかこういふ事態に陥った、これは承知しておりますが、中止ということで子供たちの夢を詰んでしまっているのかなと。もし、もしの話ですけれども、このコロナウイルス事態が鎮静化した暁には、例えば夏休み、例えば正月休みにさらに中止して派遣をするというようなお考えはございませんでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをいたします。

現時点においてはそういった改めての実施というふうなことは考えていないところでございます。どうしても中学生、高校生が多く参加する事業でありますので、学校の長期休み期間に実施をするというふうになると思いますけれども、なかなか夏休み中であると旅費が高いということでこういったこの時期に移してきた経過もございます。そういった意味で大変本当に皆さん楽しみにしていたということでありますけれども、現在のところはそういった改めての実施ということは考えていないということであります。

なお、今年度の事業費についてもそういった関係でキャンセル料をお支払いをした相当数の金額が残るということでありますが、それにつきましては推進協議会から町のほうに戻入れをすると、そういうふうな考えでいるところでございます。

委員長(菅原和幸君) 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番(佐藤俊太郎君) 今のお答えでキャンセル料というふうなご発言ございましたけれども、もう既にキャンセルをして、キャンセル料を支払ったという認識でよろしいですか。

委員長(菅原和幸君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをします。

まだ多分お支払いはしていないというふうに思いますけれども、今精算の手続をしていると思っております。金額的には大体80万円程度ではないかというふうに聞いているところです。

委員長(菅原和幸君) 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番(佐藤俊太郎君) 80万円ですか。この事態でキャンセル料が発生する、そういう条項というか、緊急事態条項的なものはこの契約には附帯はしておらないわけですか。

委員長(菅原和幸君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをいたします。

主催者の、いわゆる都合によりキャンセルする場合は一定契約金額の何%というふうな規定がございまして、それによりお支払いをするというふうなことでございます。

委員長(菅原和幸君) 3番、佐藤俊太郎委員。

3 番(佐藤俊太郎君) こういふ緊急事態で中止にするわけですから、キャンセル料というのも少しなというふうに思っております。いかがでございませうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

いわゆる国から渡航自粛等の通知が出ればそういったことにもなるわけですが、今のところハンガリーのところについてはそういったものは出ていないということでありまして、あくまでも主催者都合のキャンセル料というふうになるというふうに認識しているところであります。

なお、キャンセル料ですが、中高生含めて参加者からは負担金ということで集金をしたわけですが、頂いた負担金については全額をお返しをするというふうなことでキャンセル料につきましては、交流推進協議会の中から支出をしていくというふうな予定でいるところです。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） その料金については、私分かりました。しかし、子供たちの夢が費やされたというのは事実ですので、もし機会がございましたら、子供たちを一堂に会してソルノク及びこの事業で得られたと思われるような擬体験的なものをさせていただくことができないのかなというふうに思っておりますが、そういうご計画はございませんでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） 今のところそういった何か代替りの別の事業なり、特別な配慮ということでは、まだこの検討に着手していないということでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 子供たちのためにも、ぜひ検討して、行ったらこんなことになったのだよというふうな、一つ方法ではなかろうかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして34ページ、同じ項目で、説明、IJUターン促進協議会負担金429万6,000円、これのご説明をお願いいたします。34ページでございます。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） IJUターン促進協議会の負担金でありますけれども、IJUターン促進協議会につきましては、町内の関係団体から会員になっていただきまして、組織している協議会でございます。その協議会に負担金を支出をして、いろんな事業をやっているということでございますけれども、少し例を申し上げますと、遊佐ぐらしツアー、これ年4回行っておりますけれども、その事業費として120万円、都内で行っております移住交流フェアという事業がありますが、これについて85万円、これ年6回を予定をしているということでありまして。あとは、少し細かいものもありますが、町でお試し住宅を2棟準備しておりますけれども、その住宅の管理費、あとはお試し住宅にエアコンがないということで、夏は大変暑いということだったものですから、エアコンを設置したいということで、エアコンの設置料24万円、こういったものが事業費の内容となっております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 全て遊佐、遊佐ということで、ぜひ遊佐にIJUターンはもちろんですけれども、IJUターンをしていただくように強く施策を施行していただきたいと思います。

これで企画課のほうは終了して、次に町民課のほうに移りたいと思います。35ページ。目9電子計算費、節18負担金補助及び交付金の一番下の番号制度における個人番号カード等事務委任に係る負担金307万

4,000円、これについてのご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） それでは、説明させていただきます。

この電子計算費、18の番号制度における個人番号カード事務委任に係る負担金307万4,000円につきましては、マイナンバーシステムですとか、住基ネットカードのシステム等を運用しております地方公共団体情報システム機構というところが全国の分をまとめたところではありますが、そこに対する負担金ということと出しております。これは、同額が国から国庫補助金で入ってきておる負担金でございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） これは、全額国負担ということで了解しております。個人番号カード、これ当町においてはどれくらいの方が発行済みでございますか。ご説明ください。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） この令和2年2月末で千二百十何件というふうに記憶しております。申込みのほうは1,400件ほどまで行っているのですけれども、今発行済みがそのくらいの数になっております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 人口からいって申請のほうあまり多くないなというふうに感じてはおりますけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、36ページ。項2徴税費、目2賦課徴収費、節12委託料、固定資産評価業務委託料等927万5,000円、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えします。

この12の委託料の927万5,000円につきましては、この中に複数入っております。まず、説明にあります固定資産業務評価等委託料につきましては、固定資産税の土地の価格を決定するための委託料としまして、452万1,000円、さらには路線価等がいろいろ毎年変わっておりますので、その評価のために60万5,000円、おおよそ512万1,000円を土地の評価のために使っております。さらには、家屋評価システムのほうの保守ということで、こちらのほうに26万4,000円、そしてそのほかにまた4月になりますと、皆様の下にいろんな納税のお願ひの通知を差し上げますが、これらの印刷、カット、そういったものを外部に委託する形を取っております。これは、平成31年度、令和元年から始まっておりますが、この委託料として大体230万円ほど、またこの収納されましたデータにつきまして、当然納付書で納められた方については紙でこういったものが町のほうにまた回ってくるわけですが、これらのデータを消し込む形の委託料、またさらには振替不能ですとか、督促ですとかを委託する督促の用紙などを印刷する分も含めまして、大体135万円ほどの委託料を計上しております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） これは、固定資産の評価を公平にするために外部に委託をしているというように考えてよろしいですか。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） 固定資産の評価につきましては、特に家屋については数字を入力しますと、大

体機械的にできる部分が多いのですが、土地の評価につきましては、やはり地域の実情をしっかりと分かっている不動産鑑定士をお願いをいたしまして、また全県下で不動産鑑定士の皆さんといろいろ近隣の市町村とも調整を取りながら価格を決定しているという段取りを踏みながら評価をしているところがございます。そのためにあえて、少しお金はかかりますが、これをやらないと大変なことになるということでやらせていただいているふうに考えております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 近隣との調整及び公平性のために必要な金額を充当しているというふうに思いました。分かりました。

それでは次に、37ページ、戸籍住居基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節13委託料600万6,000円、戸籍総合システム稼働維持費等、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） この戸籍総合システム稼働維持等につきまして、説明させていただきます。

まず1つとしましては、戸籍総合システム稼働維持費としまして、281万1,000円、これはソフトウェアの保守料ですとか、データ、製品等の更新料、ウイルス対策ソフトの更新料、その他入っております。また、さらには戸籍総合システムの改修委託料としまして、今年度264万円盛らせていただいております。これは、戸籍システム等の法務局等々のつながり、連携の中で住基ネットとの連携の中でつないでいかなければならないという改修なのですけれども、この金額につきましても、国から100%の補助で同額が入っております。これを合わせますと、これが委託料の内訳になっております。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 戸籍に関しても、全ての業務に関して今現在コンピューターを使っているというふうに私も理解しているのです。これ個人的に私のうちの先祖の戸籍謄本でございます。山形県飽海郡遊佐村でございます。明治のものでございますけれども、この紙、台帳から今データ化になったと思うのですけれども、きのうは3.11から9年目でございます。南三陸町等々、役場機能が全て流されてしまって、こういう機能は全く破壊されてしまった。今現在、例えばそういう同程度の災害にこの当町が見舞われて、全て流されてしまったという想定でこういう住民の基本となる台帳的なものはやはり3.11は津波でしたけれども、津波とともに流されてしまって、もうお手上げ状態というふうになってしまうのでしょうか。そこをちょっとお願いします。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えいたします。

今戸籍のほうについてということでお伺いありましたが、今現在の戸籍システムにつきましては、当町のほうにサーバーがございます。また、さらには法務局とも毎日同定を取っておりますので、法務局のほうにもまたデータがございます。また、遊佐町におきましても戸籍を電算化する前は当然紙ベースから全て印刷を出していたわけですが、平成の1桁台のときにちょうど戸籍をマイクロフィルム化しようということで、そういったことでその時点までのものについてはマイクロフィルムでも残っております。また、戸籍システムにおきましては、毎日バックアップというのを機械的に取っております、別の媒体に保存も必ずしております。また、そういったものがなくなるとは困るということ、特に3.11のときには

法務局等も流されてしまって大変なことになったというようなこともあるものですから、やはりいろんなところに分散してバックアップを取るという方法を取っておりますので、直ちに駄目になると、全く駄目になるということではなくて、何とかそういったバックアップデータから機械さえ準備できれば復元できるというようなことになっております。また、同じように住民記録やその他、固定資産税のデータ等につきましても、今現在は住民記録におきましては住基ネットということで全国組織でつながっておりますので、そちらのほうにも全てデータがございますし、また課税データ、その他につきましても、やはり町のほうだけではなくて、ある場所に置いて、バックアップ等を取って保管させていただいているという現状がございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 丁寧なご説明ありがとうございました。バックアップが分散して取られているということを聞いて、安心いたしました。ありがとうございます。

それでは、続きまして福祉課のほうにお願いいたします。41ページ、款3民生費、項1社会福祉費、社会福祉総務費、41ページの一番先頭の説明の高齢者鍼灸・マッサージ等施術補助金80万円、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答え申し上げます。

高齢者鍼灸・マッサージ等施術費補助金80万円でございます。こちらにつきましては、70歳以上の希望者にこのマッサージ等の補助としまして利用券を年6枚、おおよそ二月に1枚ということで交付してございます。ご本人から申請を頂いて、交付をするということであります。交付金額につきましては、1枚1,000円ということであります。交付の見込み、人数を200人と見まして、利用率60%として80万円ということで計上をしたところでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） 町民の健康のためにこういう制度があるということを町民の方もまだ知らない方もいらっしゃる可能性ありますので、引き続き広報のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、その下、福祉タクシー利用助成金1,145万7,000円、これについてご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

この福祉タクシー利用助成金につきましては、65歳以上の免許をお持ちでない高齢者、それと障がい者の方が対象になってございます。高齢者の方につきましては、タクシー券を36枚年間交付をさせていただいております。1枚当たりの助成額は680円ということであります。年間1,800人の方を想定をいたしまして、申請率を43%としまして、さらに使用する率につきましては、0.5と見積りまして、約950万円ということで計上しております。また、障がい者につきましては、42枚年間発行をさせていただいております。これは、単価が610円ということであります。

人数につきましては180人で、使用率を43%ということで、約200万円ということで見積りをして計上したところでございます。

委員長（菅原和幸君） 3番、佐藤俊太郎委員。

3番（佐藤俊太郎君） ご丁寧な説明ありがとうございます。町長の施政方針で町民が心身ともに健康で、また病んでいる方は一日も早く健康を取り戻し、幸せを実感できるよう地域福祉の充実というふうにごさいました。これに向けた予算執行を切にお願いしまして、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

委員長（菅原和幸君） これで3番、佐藤俊太郎委員の質疑は終了いたします。

4番、佐藤光保委員。

なお、4番、佐藤光保委員から質疑の際、水分を補給したい旨の申出がありましたので、許可しましたので、ご報告いたします。

4番（佐藤光保君） どうも委員長ありがとうございます。それでは、私のほうも質疑に入ります。

最初に、町の予算のうちで農林水産業に関わるものというのは、その多くが貿易自由化、これに伴う、そういう対策も含めてのものだろうと思います。それで、町長の施政方針の中にもごさいましたが、3ページですけれども、またTPPイレブン、日欧EPA発効の影響により市場価格の低迷による云々と、こう書いてあるわけですが、私はこれを読んだとき、ちょっとあれ何か抜けているのではないかなという気がしたのです。これは、実は12月の請願の採択のときにも、あのときは私の手違いというか、手続のミスで、そのことが反映できなかったのですが、やはり国際貿易交渉というのを考えるときに、アメリカの損害は避けては通れないというか、忘れてはならないあれだと思います。ですから、やっぱり私はここで言うのであれば、TPPイレブンの前に日米貿易交渉というふうに入るのが施政方針として十分な形というふうを考えるものですから、これについて一言申し上げておきます。

次は、また同じく施政方針の中なのですが、洋上風力についてお尋ねします。洋上風力は、10ページだな。ここに遊佐沖における洋上風力発電の導入に向けた県の取組について云々と書いてあるわけですが、これは町の独自の予算というのではないわけですから、予算書にはないわけですが、このようにして重要な項目なので、施政方針の中に載っているわけです。それで、私がちょっといろんなところから、洋上風力についてはいろんな方が関心をお持ちですから、そういったところで聞くのはあれですが、沖合何キロになるのだということ聞かれます。そのことを心配する声があるので、今のところそのようなことについてお答えいただけるものがあれば教えていただきたいと思います。

（「光保さん、それ一般質問だから。予算書について質問してください」の声あり）

4番（佐藤光保君） これに載っていても駄目。

（「今は、予算審査特別委員会だから」の声あり）

委員長（菅原和幸君） 委員長として申し上げます。今言われているようですが、一応洋上風力発電については、確かに施政方針には書いてございますが、はっきり言えば遊佐町の権限外の内容でございます。それで、申合せ事項の中にも権限外については発言を控えるというような表現もございますので、質問の内容を変えていただきたいと思います。

以上です。

佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） とっさには変えようがないので、この件はまたその質問する機会を改めて探して

お願いしたいと思います。

次は、教育委員会にお尋ねしたいと思います。先日、議会のちょっと前だったと思うのですが、控室のテーブルの上に配付されてありまして、それであれと思ったのですが、それは給食費の値上げについてという、その資料でございました。要するに小学校について、小学生は14円、それから中学生は20円値上げしたいと、それを4月からそういうふうに値上げをしたいという資料でございました。それで、私この資料を見たときに、ううん、困ったなと思って、私は公約として給食費の無償化というのを掲げておりまして、それをこれから取り組んでいきたいなと、いかなければと思っておったところに逆に値上げの話が出てきてしまったので、これは何とかできないものだろうかというふうに考えていて、議会を迎えたわけです。そしたら、先ほどから話になっておりますように、新型コロナウイルスで行政がすごくいろんな情勢が出てまいりました。それで、要するに私が申し上げたいのは、今保護者の方は学校には行けない、子供は学校に行けない。だから、うちにいる。そういったことで本当に苦難の状態ですよ、町民は。それで、そういうときに何とか、こういったことを検討なされたのは当然コロナウイルスの前の話でしょうけれども、こういうふうに値上げのお願いをするということは何とか避ける方法がないのだろうかということをお尋ねしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 暫時休憩します。

（午後1時53分）

休

憩

委員長（菅原和幸君） 会議を再開します。

（午後1時53分）

委員長（菅原和幸君） 教育課長、どうぞ。

教育委員会教育課長（高橋善之君） ただいま給食費の値上げについてご質問を頂きました。給食費につきましては、77ページの保健体育費、学校保健費の中で給食費関連、人件費から関連する予算が計上されておりますので、その関係する点において答弁させていただきます。

給食費につきましては、平成26年から今年度に至るまで小学校250円、中学校290円の値段で6年間実施してまいっております。その前も数年ごとに見直しを行っております、これまでもかなり長い間頑張ってきたということがございます。一つには酒田飽海管内のパン食を作っておる業者さんが撤退して、米飯給食が今100%になっているということで、パン食より米飯のほうが少し安く上がる関係上、何とか持ちこたえていたということがございます。やはり何といたっても物資の値上げ、特に米と牛乳の値上がりが確実に毎年ありまして、そういったことから、このままではやはり十分な栄養価を提供できないと、子供たちの摂取する栄養価については、今のところ一部で基準を下回る数値も出ておりまして、これはやはり改善するためには値上げがやむを得ないという判断でございます。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 今おっしゃったことは、その資料に述べられてあることで読みましたので、一応

は理解できます。ただ、この時期に、例えば新型コロナウイルスのことは申し上げました。そのほかにも経済の停滞、国民総生産が7.1%を下がるのではないかということが言われています。それで、今度はコロナウイルスの関係でいえば、今日あたりはもうパンデミックに認定されたというか、パンデミックになるというような、こういう状態のときに学校がいつから再開されるか分かりませんが、その再開されたときは値上げして支払って下さいねというのは、ちょっと苦難に寄り添っているとは言えないのではないかなというふうに考えるのですが、今本当に町民の方は苦しい状態だと思うのです。そういったときにやっぱりこういうことでさっと出てきていいのかなと。10円、20円ですけれども、これだって1食につきですから。積み重なればそれなりの支出になります。どうなのでしょう。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） お答えいたします。

今回の値上げにつきましては、今年度、当初から事務局内で値上げをしないと次年度からの給食運営が非常に厳しくなるという報告を受けておりました、校長会、それから学校給食運営委員会、こういったところにも諮りまして、ご理解、ご理解を得たところでありまして。そして、去る2月25日の教育委員会の協議会においても説明をして、ご理解を頂いたということでございます。時期悪く、コロナウイルスの影響で大変な状況ではございますが、教育委員会といたしましては給食費のみならず、家庭状況の経済的に大変なところ、家庭につきましては、要保護、準要保護の支援制度もございます。そういったところでサポートしておりますし、今回の値上げにつきましても、保護者の負担を求めざるを得ない線では上げていただいたということでご理解いただければと思います。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 今の説明はよく分かるのです。私も納入している農家なり、それから業者の方に我慢してもらおうということを行っているのではないのです。やっぱり増える部分がそんな額に、私も計算したわけではありませんけれども、合わせても年間でも、これから1年間でも大した額にはならないと思います。その額くらいは今度町のほうで負担するというような考え方になれないものだろうか、ということで取りあえずは据え置くというような形になれないものですか。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） ご質問の内容としましては、今回の値上げ部分を補助金等で保護者のほうに負担を避けるという内容があってもいいのではないかとご質問だったと思います。この今回の値上げ分を給食費換算しますと、単純に値上げ分が町で負担をするとすると221万円ほどになるというふうに試算してございます。これにつきましては、当然町の単独の負担になります。例えば1年、2年とか、少ない年数期限付でやるというやり方もあるとは思いますが、一旦軽減をした場合、なかなかやめるわけにはいかないわけですので、これは長期的な財政負担がかかるということでもありますので、こちらの教育課だけの問題ではございませんで、特に今回コロナウイルスの関連につきましては、その分に対する支援といいますか、保護者負担軽減につきましては、当初予算の策定には間に合わなかったということもありますので、この場ではこれ以上の答弁はできないということをお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 私がこのことにこだわるのは、先ほども言ったとおり、いずれは私は無償化すべ

きだという考え方があるものですから、そのあれに取って、いや、逆に値上げというのは、これはたまたまなということなのです。無償化というのは、皆さんご存じでしょうけれども、県内で13市町村で何らかの形の取組をされていて、何も珍しいことではないのです。だから、そういったこと、こういう状況の中で5円、10円の値上げをこういうコロナウイルスで歴史的緊急事態だというふうに言われているこの時期に合ってしまうように、時期としては合ってしまうわけですよ。に上げるのはどうなのだろうという疑問があります。もう一度。

委員長（菅原和幸君） どうぞ。

4 番（佐藤光保君） 私、教育長にお尋ねしたいのですが、給食というのは教育ですよ。

委員長（菅原和幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 今般値上げに至った経緯につきましては、課長から資料も出ささせていただいておりましたし、やはり諸物価の値段が上がる流れであると。特に本町は地場産の野菜、これをずっと県内で一番消費、活用する、昨年度2番目になったのですけれども、大江町が一番で、ずっと一番だったのが遊佐町残念ながら2番目になってしまったので、それでも70%を越す地場産の野菜を活用しておったと。それも生産者の皆さんのご配慮といいますが、率直に言えば安い値段で供給していただいていたと、そういうことで子供たち、小中学生が毎日食べる栄養の元であれば頑張って提供しようという、ある意味善意で支えられて、そういう数値も維持した経緯もございますけれども、やはり野菜農家している地元の農家の皆さんも高齢化もしてきましたし、農業の経営の状況がいろいろな、ほかの面でもこういう質問はございますけれども、動いている中で厳しいと、やっぱり民間の野菜、問屋なり、商店並みの予算は頂きたいという、それはやはり当然だろうし、ご配慮しなければならぬだろうな、それにしてもおいしい素材を頂いて、遊佐町の給食はおいしいと、特に内陸から来る先生方、あるいは酒田から初めて遊佐町に来たという先生方も大変遊佐町の給食が一番おいしいということでは言っていないので、自慢する給食でもあります。もちろん今般僅か10円、15円ではありましたが、値上がりするというのは大変せつない思いでございますけれども、もちろん我々とすれば、子供たちが毎日食べて栄養を取る内容ですから、安い値段で、委員おっしゃるように、無償で提供できればそれは教育委員会としても一番うれしいことではございますが、これは財政、お金がかかる問題でございますので、教育委員会で安くするとか、二百数十万円ですか、それも補填するとか、それはちょっとかけるということは、財政判断でございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4 番（佐藤光保君） 私が例えば260万円でしたか、金額で積み上げると、そういう数字になりますね。その額が大したことないとか、あとそれからもう一つ付け加えますが、何度も繰り返しますけれども、私は地元の農家とか業者をそんなに無理をしてもらおうとか、過度な無理をもらおうとかいう気持ちはないのです。それは、もう必要な相応の対価は当然支払わなければならない。特に公がやることですから、そこのところはよろしく願います。それで、ただ私が先ほども言いましたけれども、給食というのは教育なのですよ、教育の一環なのですよ。そこのところの教育長のお考えはどうなのですか。

委員長（菅原和幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 給食というのは、委員ご存じだと思いますが、始まりは山形県鶴岡市でございま

す。伝統のある山形県での制度でございましたので、そのとおりだと思いますけれども、これはお金に、予算に換わることでございますので、今年の段階で、もちろん教育だと思っています。食育という、栄養士が栄養教諭になって、各小中学校に指導に当たっているということもございますし、これは小学校、中学校だけではなくて、保育園、幼稚園も同じような考え方で給食は取り入れようと思いますけれども、そのとおりだと認識しております。それは間違いございません。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 私が今それをお尋ねしたのは、この教育制度が最初に出たころに文部省の事務次官通達というのが出ているのです。自治体などが食材費を負担することは禁じない旨を明記しているという通達が出ております。だから、こういったことで公の団体が無償化できるということになっているのだと思うのですけれども、ただ私はどうしても何かちょっと腑に落ちないのは、例えば教育予算で2月補正から当初というふうに来たわけですが、2月補正でもこれは5校の統合に向けて、500万円の積立てを一般会計から出してあります。それで、今日の質問の中にもありましたけれども、統合の、統合後の遊佐小の改修に向けて800万円の設計委託というか、それからあと地盤調査のために600万円と、そういうことで、いや、それはお金の種類は違うのだというふうに言うのかもしれませんが、決してそこにかかる金がないということではないと思うのです。要するにいろんな話を聞くと。それに付け加えれば新庁舎にはもう20億円近くの金をかけるわけです。そういう中で町民の4月から小学生は10円、中学生は20円という、そういうことをして、本当に町民の苦難に寄り添っているというふうに言えるのでしょうか、そういうやり方が。そこのです、私が申し上げたいのは。町長、お答えいただけませんか。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、給食費を無料にすると申し上げたことは一回もございません。自分のこれまでの行動。それから、確かに自分が就任以来中学校のスクールバス、かつては部活便というのは50円の負担を子供に払ってもらって、たしか統合の時代には、遊佐中統合のときにはそういう話は無料にするという話だったのですけれども、私が議員の時代にはいつの間にか50円を徴収しながら部活便で、それを運営して、質問すると受益者負担だという、そういう答弁がこの議場で行われた現実がございましたが、今遊佐町で何にもやっていないのではないのです。いわゆるおいしいお米を食べてもらおうという形でいけば普通のお米の代金プラス、いわゆる共同開発米を使おうやと、町が生活クラブから購入いただいている、そのお米については、やっぱり差額を町としてしっかり支援しましょうという形で、これ自分が就任してからそういう整備も行わせてきてもらっています。ですから、学校給食の大体職員配置と全部セットすれば6,000万円ぐらい。プラス食費がなるわけですが、決して調理員の給料までみんな町民の皆さんに負担してくださいということは言っていないので、それらと丸々、いわゆる中学生、高校生を持つ親に負担してもらっているという形はないですから、町としてできることをしっかりやりましょうという、なるべく負担を少なくしましょうという形で部活便もお金の徴収するのをやめましょうという形をさせていただいておりますし、それからクラスの図書費等も遊佐町では徴収はしないような、そんなステップアップをしてきている段階でありますから、それらの中で教育委員会が財政当局と判断したというのであれば、町としてやっぱり会議の経過をやっぱりしっかり受け止めて判断するという形が普通であろうと思っています。私は反対と選挙で言っていましたから、それがならぬうちは全部反対と言うのであれば、では多

数決というもので決まったこと、俺は守らないのだよということになってしまうわけですから、そういうことはあってならないのだと思います。多数決で決まったことはみんなでやっぱり守っていきましょうよという、それがやっぱり民主主義の基本だと思っています。基本を間違わないようにして発言等お願いしたいと思っています。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 多数決に対する考え方は町長と私とは違いがあると思います。やっぱり物事によって反対しなければならないものは何回聞かれても、やっぱりその都度反対していかなければならないというのが私の心情です。それは申し上げておきます。だから、町長がそこまでいろんなことで無料化とか、そういうバスのあれとかを広げてきたというのであれば、ここで学校給食の、今回どうしても値上げしなければならないというやつをこの時期からやめたらいいのではないですか。そのために幾らかの予算を支出すると、そういうような形にして、そういうことはできないのですか。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私は、よく計画行政をしっかり大事にするとこれまでも申し上げてきました。やっぱり担当課、そして課同士をまたいだ課長と係長等の議論の中でまとまったことはやっぱり尊重する。そうではないと行政がいつでもトップダウンやってしまったら、全くそれはもうそのときの思いつき行政、それからそのときの都合のいい人気、ポピュリズムの行政になってしまうのは私は大嫌いなので、それは会議の議論の経過をしっかり大切にしていこうと思って、なぜならばうちの町はずっと財源が想定される幼稚園、保育園、国より先に無料制度を整えてきました。給食費の補助って国から何かもらえますかといったら、ほぼ地方交付税の中から、少ない中からやりくりしかないと考えています。それら等の財源の裏づけのあるものはやれるけれども、財源がどうやったら、では、今はいいけれども、5年後やれないような制度をやるというわけにはいかない。やっぱりこれは行政というのは継続性というのを考えればそのときだけの思いつきでぼんぼんやったら、後で職員が全く、指示待ち症候群になって業務ができないようになったら大変だと思っています。会議の経過を尊重し合う、そこからスタートさせていただきたいと思っています。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 若者支援ということが先ほども出ました。本当に若い小学生、中学生から支援するべきだというのが私の考えであります。まず、今の町長がそういうふうに言ったのですから、それはしようがないということは私も分かります。

それでは、質問の給食のほうはこれで終えまして、今学校ではとてもコンピューター教育というのはすごく熱心に取り組まれていて、2月補正でも大きなあれは、繰越明許かな、繰越明許されたものがありますし、それで今度の新年度の予算を見ても大きなものが出ております。それで、この中でお伺いしたいのは、プログラミング教育というのがありますよね。学校の教育のカリキュラムというのか、そういうものだと思うのですが、そのプログラミング教育のほうの遊佐町の取組はどうなっていますか。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） プログラミング教育、コンピューター関連の予算についてお答えいたします。

予算のページ数は72ページ、教育振興費の委託料、コンピューター整備委託料並びに使用料、賃借料といたしましてタブレット端末、賃借料。それから、73ページ、中学校費の教育振興費のほうで同じように委託料、ICT、利活用支援委託料並びに賃借料としてコンピューターシステム賃借料等ということで関連予算を計上させていただいております。ICTのプログラミング学習につきましては、学習指導要領がいよいよ本格的に実施されるということで、来年度からプログラミング学習が本格的に導入されるということで、今年度、昨年度と小学校につきましてはタブレット、統一した機種で導入しておるということで準備が進められてございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） それで、この今これに関連して申し上げたいのは、先生方が大変多忙化しているということをいろんなことで聞きます。こういうプログラミング学習とか、そのほかに英語の導入、教科としての導入とか、様々あるようでございますけれども、例えばプログラミング学習では指導員というのを確保することが条件づけられていますよね。それは、今遊佐町では満たされていますか。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） ICTを活用する事業を行う上で来年度吹浦小学校におきまして県のほうから指導教諭の配置が内定しておるということでございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） それは吹浦小学校だけなのですか。ほかの学校はプログラミング学習始まらないのですか。

委員長（菅原和幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 吹浦小学校のICT機器活用の実践研究校に指定になったというのは、決してプログラミング教育を進めるためではなくて、補正予算でGIGAスクール構想の補正もしていただきましたけれども、やがてデジタル教科書も出るような時代が早晚やってくるだろうという中で、日本は遅れている、どこの国を基準にするかによるわけですが、ヨーロッパにしる、東南アジアにしる、もうどんどん進んでいる国もあるわけでございます、そういう時代が早晚来る、これからの子供たちはもうそういうものを活用していろいろデータ収集したり、学習したり、判断して発信したりという、これは必須になってくるのは目に見えているわけでございます、そういった学習がこれから大事になってくるのは当然でございますけれども、その県内で庄内では、小学校が吹浦小学校、中学校は鶴岡のどこかの中学校だと思っておりますけれども、指定を受けまして、先進的に研究すると、研修すると、そういう流れでございますので、非常勤の講師を1名頂きまして、もちろんその方もコンピューターに必ずしも万能だとか、堪能だとか、そういう方が頂けるわけではなくて、その先生にほかの仕事を担ってもらうことによって、吹浦小学校にコンピューターとかそういった機器に堪能な先生が若干名、二、三名おられますので、その方をぜひメインにして、マイスターにして、ほかの先生方の日常的な今後の活用に向けたプログラミング学習も含めてですけれども、機器の活用ということで、タブレットだけでなく、学習で、活動で活用できるように進めていこうということで、まず2年間進めていただきます。授業も公開していただけるということで確認しておりますので。そして、ほかの町内の小中学校はもちろんですけども、多分庄内で小1、中1ということですから、庄内のいろんな小学校でも参加に来ると思います。研修に来ると思いますけれども、

ども、お互いに研修しながらそういったもののノウハウ、先生方まさに得意な先生もいると申し上げましたけれども、そうでない方も相当数いるわけで、やはりその先生方もこれからはそういうものを初歩的な、基本的なところからマスターしていかなければならない、いかなければ当然デジタル教科書で授業なんてできないわけですから、そういう時代になっているということで、今取り組んでいこうとしているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） そうすると、私が見た資料では来年度、要するに4月から始まる小学校でのプログラミング教育の必修化というふうに見ましたから、だから全部の小学校で始まるのかなと思って聞いたのでした。

委員長（菅原和幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） プログラミング学習は、全小学校や中学校で始まります。それは、プログラミング学習という一つの課程があるわけではなくて、理科の授業の教科書にも算数の授業の教科書にもここはプログラミング的な思考を生かす単元のあるページとか、ちゃんと盛ってありますので、そういうのを活用して先生方が私もプログラミングが、では何だというと、具体的に分かっていないほうですので、あまり詳しいことはお話できないのです。教科書にもここ、あそこにプログラミング学習に供するページですよということも載っておるページもあるのを私見ておりますので、そういうことで一気にプログラミング学習がわっと出てくるわけではなくて、何々小学校の何年生ではこういう内容教科で、こういう単元で、こういうふうに扱いましょうということに配置されていますので、それは遊佐町内の小学校や中学校で特にやっていないと、そういうことにはならないように研修会もやっていますので、授業では心がけていただくと。ただ、せっかくやる中身であればプログラミング学習に限らず、せっかくGIGAスクール構想もあって、推進していくという、国、県、そして町の流れでありますので、有効に活用していただいて、子供たちが学ぶ力をどんどん、時代に合った学び方で学ぶ力をつけていけるようにしたいと、そういう思いでございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 私が見た記事では、最低限必要と考えられる各学校で1人以上の教員が実践的な指導を受けるということがその条件になっているのですが、プログラミング学習を4月から取り入れていくためには、その条件は満たされているということで伺っていいですか。

委員長（菅原和幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） いや、先生方も何回も研修会もやっていますし、特別異論もなく、4月から、あとカリキュラムもできまして、やっていこうということですので、先ほど言いましたように、私もあまり詳しくない人間なものですから、難しい話はちょっと控えますけれども、学校としては進めていきますよということでカリキュラムが4月から動き出すということでご理解していただきたいと思っておりますし、指導主事もそういうふうにご指導していますので、もちろんその中でプログラミング学習あるいはICTを活用した授業等教育活動の在り方についてはもちろん研修も含めていきますし、強化もしながら、そして研究指定校になった吹浦小学校のいろんな力もお借りしながら、大事にして子供たちに、遊佐町の子供たち、そういった力がついていないねというふうには言われたいようにはしていきたくて思っております。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） このようにプログラミング学習、それから英語の教科化とか、そういうことでその先生が大変になっているということがいろいろ聞こえてきますので、それで管内のもちろん町内の小学校、中学校の時間外の状況というのはどうなっていますか。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 先生方の勤務時間の調査につきましては、昨年10月に県下一斉に10月分を調査したということで、その10月分みのデータしか持ち合わせておりません。小学校、中学校合計で申し上げたいと思います。小中学校の常勤の先生が71名ございます。71名の内訳を申し上げますと、30時間未満超勤の方が19名、30時間以上44時間以下が22名、45時間以上59時間の方が18名、60時間以上79時間以下が5名、80時間以上100時間以下が4名、100時間を超える方が3名ということの71名でございます。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 今の説明の中で、いわゆる過労死ラインという勤務時間、時間外労働のあれではあります。これが80時間を超えると過労死ラインというふうに言われるのですが、それに該当する先生が7名いらっしゃるんですね。それで、その目安というのは44時間以下ということで、その間に45から79時間までの先生も相当いらっしゃるんです。ですから、こういういい教育が行われるためには教育の内容はもちろんそういう内容というか、カリキュラムとか、そういう指導要領とかは当然確実なものでなければならぬわけですが、先生のやっぱり健康、特に今回働き方改革とか称するあれで変形労働時間制を教育現場に取り込むというふうな話もあるのですが、変形労働時間制の導入の可能性というか、そういうものについては教育長はいかがお考えですか。

委員長（菅原和幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 具体的に数字を挙げられましたけれども、やはり中学校の教員がオーバーしている人数には入っていると。私も先生方が働き過ぎという言い方もするわけですが、そのことは常に念頭にありますので、2月に校長に学校経営の評価ということで聞き取りをしているわけですが、そのときに必ずあなたの学校で一番働き過ぎなの誰だと、どうしてそんなに働かなければいけないのだということで、言い方悪いのですけれども、直接的な言い方で、まずちょっと校長をびくっとさせるといいますか、やっぱりそれは問題だよということでチェックは入れています。小学校を見ると、確かに勤務時間外に働いている、全くないという先生はいらっしゃらないのですが、県内とか、ほかの都道府県の状況から見れば、遊佐町内の小学校の先生方はまあまあそれなりの時間で働いていただいているのかなという思いで見えておりました。ただ、ここにやっぱり各学校に置いている教頭とか教務主任いるわけですが、そこは校長として十分ご配慮願いたいということでは指導しています。中学校が多いというのは、部活絡みなのです、これ。今ちょうどコロナがこのとおり状況で部活は停止になっていますから、多分今の時期の勤務時間外調査すればぐっと減るのだと思いますけれども、そういう意味では遊佐町では部活動指導員、これも国もアドバランを上げた割には大きい学校にもしているようなのです、国の予算で。遊佐町でも1人分頂いています、今日予算の審査でございますので、5名分の予算をつけていただいております。そして、活用させていただいております。これ恐らく県内、庄内でも遊佐町が一番ではないかなと

思っています。来年度は、実際に部活動、サッカーでも野球でも剣道でもいいのだけれども、指導する先生でなくて、部活動全体をコーディネートする先生を部活動指導員として位置づけて、そして目くばせしてもらい、指導してもらい、大会の前になれば予算の使い方から全部教頭なり教務なり、部活動担当がやっているわけですので、そういうものを賄っていただくような先生もぜひ確保しようということで指導主事と人選を詰めていますけれども、そんなことで配慮はしているつもりですが、なかなかやはり部活動が始まれば熱心な先生ほど、そしてそこに生きがいを感じている先生も少なからずいらっしゃるわけですので、それもむげにやるなというもきついなと思いつつ、校長も苦労しているのだと思いますが、変形労働制につきましては、そういうことで国のあれは取ったのではなかったですかね。取る流れでしょう、今、国の。そういうことで、我々がそれどう思いますかというより、私はよくないと思っていますけれども、それに対する私がどうこうする立場にはありませんので、これは文科省発で、そういうふうにしますとなれば、我々は、私は賛成ではないです。それは、それに沿ってやらざるを得ないということで、そういうことも加味しながら、今申し上げたようなことも含めて先生方の働き方ということにつきましては、目くばせしながら、町としてできることはやっていきたいと、そういうつもりでありますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 変形労働時間制の採用の是非に当たっては、たしか教育委員会の役割が県なり町の教育委員会の役割があったと思いますので、ぜひそのときにはそれを発揮していただきたいと思います。

今時間外の話があったわけですが、それにしても時間外に、やっぱり中学の先生は結構小学生はそれを小学校ではそれを受ける前という話だったのです。時間外の管理はどのような方法でなされているのですか。

委員長（菅原和幸君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋善之君） 先ほど申し上げました超過勤務の数字の把握方法につきましては、教頭先生の聞き取りであるというふう聞いております。来年度からはタイムレコーダーを活用しまして、勤務時間の管理を行いたいということで、今年度予算で整備をしたいというふう考えております。なお、タイムレコーダーのカード、消耗品になりますけれども、その消耗品につきましては、学校管理費の需用費のほうから計上させていただいております。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） タイムレコーダーがなくて驚いたのですが、来年度から導入するというので、それは少し遅きに失したような気がしますけれども、安心をしました。

私は、この時間外のことでもう一つ心配なのは、今5校の統合を進めているわけですよね。どうしても大規模校のほうはそういう時間外が多くなるという傾向があるというふうに見ています。その辺についてはいかがですか。

委員長（菅原和幸君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 統合して四百数十名の学校ですので、大規模校とは言わないです。中規模校、それよりも少ないほうの学校、大規模校だというような認識ではありませんので、中規模校であれば子供たちが学習する環境も私は生まれやすいかな、先生方も働きやすい環境になるのではないかなと理解しておりますので、大規模校というのはどこまで大規模校と捉えるかによるわけですが、中規模校であれ

ばそんなに先生方の負荷が増えるという、今度複式の学校も出ているわけですので、そういう学校であれば、また別の意味で先生方が苦勞しているという状況もあるわけで、小さい学校が決して先生方楽しているということには私はならないかと思いますが。

委員長（菅原和幸君） 4番、佐藤光保委員。

4番（佐藤光保君） 大規模校と申しあげましたけれども、要するに今ある中学校の半分以上のくらいの規模にはなるわけですね、人数にすれば。学年にして半分、ならないか。

（何事か声あり）

4番（佐藤光保君） ならないか。そうか。それにしても中学校があまりにも、先ほど申し上げたように多いものですから、それで小学校でもガイドラインの45時間を超えている先生方が17人いらっしゃるのですね。48人中17人。これは、やっぱりイエローゾーンです。過勞死ラインはレッドゾーンだとすると。だから、そういう大変な先生方の勤務状況にあるということをご承知の上であれでしょうけれども、進めていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

委員長（菅原和幸君） これで4番、佐藤光保委員の質疑は終了いたします。

5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 最初に、総務課からお伺いいたします。一般会計の予算書の明細の81ページです。

空き家対策ですが、空家解体撤去補助金という項目が18節負担金補助及び交付金にありますが、振興計画費から50%減というような計上になっているようです。空き家そのものが50%減であれば、それに見合った数字でありますけれども、とてもではないですけれども、空き家そのものは半減していないわけですので、なぜこれが振興計画費50%減で計上されているのかをお尋ねいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

空家解体撤去補助金60万円につきましては、字のごとく空き家の解体撤去に対する補助ということでありまして、実績を申し上げますと、平成29年度に1件実施をして、それから平成30年、それから今年度についても実施がないという状況の中、令和2年度につきましては、1件でという考えの下予算計上させていただいたものでございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 課長のお話は分かりました。そこから先は考え方の分かれるところなのです。実績がないので、それに見合って減らすというのも確かに正論だと思うのですが、一方で空き家の特性からして、本来的に解体すべきものあるいは要件に該当すべき空き家がかなりあると思うのです。ですので、私としては単純に空き家の件に関して言えば、実績比例して半分ということではなくて、潜在的な部分も含めて、本質的に二一ズがこの町でどれだけあるのかということをご積算した上で金額を計上すべきだというふうに思うわけですが、そこら辺を潜在的な二一ズまで含めて計上というのは、今回はなかったわけですが、これ以降、ぜひ考えていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

空き家につきましては、今現在本町におきましては512件ほどあるという、その中で要するに解体が必要なレベルの家屋につきましては、186件ほどあるということでございます。その中でこの制度を使うのが何件出てくるのかという話になるわけでありましてけれども、基本としてはやはりその家屋の所有者に対して解体が必要なものであればお願いをしていくということになりますので、まずはそちらの活動が優先的になるのではないかと考えているところではあります。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） この件は解体ということなので、あくまでも空き家になった後の話、しかも恐らくすぐそのままの形で済む、あるいは少々のリフォームで済むということはもうできないので、解体しましょうという物件のことだと思うわけです。一方で、空き家対策というのは事後何とかしようという話もありますけれども、一方で空き家にしないための予防措置というのも当然大事だと思うのです。令和2年度において、空き家にならない、させないための方策というのを具体的にどういうふう考えているのか、予算のありようも含めてご説明をお願いいたします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

空き家にならないための対策ということについては、まずは管理をしっかりしていただくということで、使える状態であればいろいろな方策が出てくるわけでありまして、基本的には今シルバー人材センターさんでやっただいてる空き家の管理ですとか、企画課で行っている各種空き家の対策がございますけれども、そういった制度を活用しながら、まずは使っていただくということが前提になってくるのだと思います。その上でどうしても危険な空き家が出てきた場合には固定資産税等々の通知の際に通知を入れたいしながら、その管理については指導をしていくということになろうかと思っております。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 今さら言うまでもなく各地でも空き家対策というのが深刻な問題になっております。遊佐町は、旧市街地というのは比較的ちっちゃいほうだと思うのですけれども、例えば近隣でいいますと、鶴岡市でも、当然市ということで大きいので、特に旧市街地の空き家というのは大きな問題になっているようです。課長ご存じだと思いますので、釈迦に説法になりますけれども、NPO法人のつるおかランド・バンクというところが活動をしておりまして、まだまだ大変だという話ですけれども、全国の一つの先進事例になっているようです。その話を伝え聞くところによりますと、当然空き家の解体という話もあるわけでしょうけれども、その前の段階にも力を入れているということで、例えば当然鶴岡市もその中に入っていますし、あと金融機関だとか、サムライ業だとか、そういう方が入った、いわゆるプロポのNPOという形で活動しているようです。そして、そういうこともあって、法的権利関係の明確化とか、そういうことに力を置いているようです。空き家になってしまう原因なのですから、それは様々あるわけですけれども、一つとして考えられるのは、これ耕作放棄地なんか多分似ている部分があると思うのですけれども、どうしても、どうしてもいかに分からなくなってしまう。例えば相続等で相続人に移るわけなのだけれども、その相続人が果たしてどうしていか分からなくなってしまうと、結果的にさらに次の相続になって、さらに次の相続という、そういう数次相続が発生してこんがらがっていくという悪循環に入っている事例もあるのではないかなというふうに思います。そういうこともありますので、私は広い意味で福祉的

ケアも必要なのかなと思うのです。やっぱり当然物理的な対策というのは解体を例として、大事ですけども、幅広い意味での福祉的ケアもそこまで範疇を広げて空き家対策に総体的に取り組むべきかなというふうに思うわけですけども、その点について総務課長のお考えを伺います。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

この制度につきましても、先ほど言いましたとおり、周知は当然していかなければならないわけであり、また、先ほど委員がおっしゃられた部分のところにつきましても、やはり一緒に周知していかないと、なかなか理解が進まないということがありますので、ホームページ上であったり、空き家の相談会等々を開催するなどして、そういった細かいところまで情報が得られるように広く周知していただけるように徹底を図っていくということが必要ではないかというふうに考えているところであります。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 引き続き総務課長に、今度話を変えまして、予算編成の在り方というのですが、予算編成の基本的考え方をお伺いしたいと思います。なぜかといいますと、これは私の所属している常任委員会の質疑の中で出てきた件なのですが、ぼっそり切られている件があったのです。何ですかと担当課長に聞いたところ、分かりませんということなのです。ですので、そういうことが何で起きているのかと。それは、計画行政ということからしても不思議な部分がありますので、ちょっと具体的にになりますけれども、お尋ねしたいと思います。ページでいいますと63ページです。あくまでも予算編成の考え方ということでお聞きしますので、よろしくお伺いしたいのですけれども、63ページの道路新設改良費のうち、14節工事請負費という中に杉沢本線の舗装工事というのがありまして、要求額3,000万円に対して1,000万円にカットされましたと。それから、町道畑西線の改良工事が要求額5,000万円に対して3,000万円しか総務課から認められませんでしたということだったのです。これ金額も大きいですので、手元に資料がなくても課長のほうでどういう理由でこれだけぼっそり行ったのかというのは分かると思いますので、なぜ、前々から計画立ててされている工事にもかかわらず、ここまで大きくカットしたのかということについて、考え方を伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

一言で言えば選択と集中という言葉になろうかと思います。今年度今回審議いただいております令和2年度の当初予算につきましては、90億円を超える予算ということになってございます。これは、言うまでもなく令和2年度につきましては新庁舎の工事が大きく影響しているということではありますけれども、単に令和2年度だけの予算を組めばいいという話ではございませんでして、これから町の大きな事業を抱えてございます。例えば先ほどから議論もありますとおり、小学校の統合、新校の開校問題、それからこれから出てきますPATの計画、それから制度の改正の部分でいえば会計年度任用職員制度の改正の部分、そういったいろいろな問題があるわけでありまして、そういったことを念頭に置きながら令和2年度の予算を組んでいると、単純に令和2年度だけ予算が組めればいいという話ではありませぬので、そういったことを念頭に置きながら皆さんには各課にはヒアリングをお願いしたということの中でそういった内容になったということをご理解いただきたいと思います。予算の削除につきましては、経費を減らしていた

だいた部分についてはそれだけでございませんで、例えば通常経費につきましてもある一定程度減額をさせていただきました。また、事業につきまして5年以上たった事業については一旦白紙で見直しをしていただきたいと、効果、それから費用対効果等々を勘案して、それを続けていくべきなのかどうか等々を判断して、事業の見直しをお願いしたいということをお願いしてございます。そういった判断の中で各課からはそういった事業の判断をしていただいたということになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 今回挙げたのは杉沢本線と畑西線ということは代表例として挙げたわけですので、当然各箇所にもカットした箇所があるということは承知しております。今の課長の説明の中で1つ気になったのが役場新庁舎の工事をしているがためというのが一つの理由だというふうにおっしゃったと思うのですが、私の認識だと、役場新庁舎は確かにお金がかかるのだけれども、そのお金に関しては、今までの積立金と起債で賄うというのがほとんどのはずなのです。ですので、少なくともそこは大きな理由にならないでしょうし、そもそも役場庁舎の話と、あるいはPATの話、学校の話というのも、これもある程度前々から見えていた話ですので、それこそ道路の話も含めて計画行政一体の中で見るべき話だと思うのです。選択と集中という言葉は確かに最も聞きこえるのですけれども、でも果たしてそれでぴったりが当てはまって説明しっくりくるかというのと、なかなか難しいのではないかと。ですので、やっぱり話を聞いただけだと何が力点か、そうではないかというのがいまいち分からない。しかも、例えば道路工事に関して言うと、畑西線、杉沢本線が終われば終わりというわけではなくて、町の中、当然順番待ちしているところもあるわけです。そうすると、畑西線、杉沢本線が遅ればそっちのほうの計画もずるずる、ずるずる遅れていくという中において、果たしてそれは計画行政なのかなというような大きな疑問があるわけですが、いかがでしょうか。財調の取崩しだとか、方法はあると思うのですが、そこら辺も含めてもう一度説明をお願いします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

各課から出てきた予算要求につきましては、全てできればそれは財政的に許すものであれば、全てやっていくということでもいいのかもしれませんが、そういうわけにはいかないと、全体のバランスを見て判断をさせていただいたということでございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） これ以上言っても多分始まらないと思いますので、この件はやめますけれども、もう一点、角度を変えまして、予算編成の考え方についてお伺いいたします。今から話することは、過去にこの場でお話ししたことですが、そのときと予算の年度が違うということと、私以外に常任委員会において別の委員からも同じ指摘があったものですから、改めて確認をいたします。62ページのところでございますけれども、除雪に関する費用です。委託料が2,000万円ということで、毎年のことですけれども、秋に3,000万円ぐらい補正するので、当初これで行くのだという話なのでしょうけれども、やっぱりこれどう考えてもおかしいと思うのです。当初予算で大雪が降ることを想定して組む必要はないだろうけれども、それなりの当たり前の雪の降り方でこのくらいかかる、5,000万円ぐらいかかるということであれば、そのくらいを

見込めないということであれば、これはやっぱり根本的な問題があるのではないかなというふうに私思うのですけれども、そこら辺ってどうなのでしょう。総務課長、お願いします。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

そこも全体の予算の範囲内ということにはなってしまうのでしょうかけれども、除雪経費についてはある一定、最終的にどれくらいかかるか分からないということの前提で当初予算では計上しているという考えであります。今年みたいに少ない年もありますし、例年であれば七、八千万円とか大きい金額になることもありますので、そこは予算の範囲内で計上させていただくということになります。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） だとすると、今のおっしゃるとおりの理屈でいうと、雪が降った分だけ補正するという話になりますから、6月だとか9月で補正することはあり得ないというふうになってしまうのです。おかしくないですか。2,000万円まで突っ走って、足りない分足すというふうに令和2年度は行くということでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

そのときの長期予報の天候もございまして、その辺を勘案して補正をさせていただきたいというふうに思っております。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） どう考えても私は苦しいと思いますけれども、次に参ります、時間がないので。

次に、企画課長にお伺いいたします。32ページです。今年の施政方針に目新しい言葉が出てまいりました。32ページの報償費……行政評価外部員、行政評価外部評価委員会に関する報償費です。が企画費の1節報償費に含まれているはずなのですが、その目新しい言葉というのは何かというと、施政方針の中で、ロジックモデルの導入の思考を検討しますというようなお話がありました。その経費が行政評価、外部評価委員会の報償費ということになると思うのですけれども、ロジックモデルというのを何ぞやということなのですが、少し見てみたところ、具体的運用方法というのは幾つかあるようで、これがロジックモデルだという決め打ちではないようです。そう考えると、遊佐町においてはロジックモデルというのはどういうふうに具体的に考えているのかというのが一つ話になると思うのですけれども、もっとも試行・研究ということですので、これからやってみてということもあるかもしれませんが、何でこの話が出てきて、そして令和2年度はどういうふうに試行・研究しようと考えているのかをお聞かせください。

委員長（菅原和幸君） ここで5番、齋藤武委員への答弁を保留し、午後3時15分まで休憩いたします。

（午後2時59分）

休

憩

委員長（菅原和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時15分）

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員への答弁を保留しておりましたので、高橋企画課長より答弁願います。

高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

施政方針にも記載させていただきましたロジックモデルにつきましては、令和元年度、今年度に試行を行いまして、2年度から本格実施をしていこうというふうに行っているところでございます。ロジックモデルといいますのは、簡単に言えば一つのいわゆる行政の課題につきまして、課題が解決されるまでの過程、流れを図式化した概要表というものを作るということでありまして、いわゆる事業をするに当たって、最初何をやって、次何をやって、何をやってと、こういうふうに順番的に表にして見るということなのです。その表の中で、その表を作っておいて、最後事業評価をする際に、例えば成果が出なかった事業があったとしたときに、成果が出ないのは、ではどの部分だったのだろうか、そういうふうな検証に用いるというふうなことであります。そういったこれまでの行政評価のやり方ですと、シート1枚作って、目標を立てて、一定こういった活動があつて、成果はこうでしたというふうなことで、どこに理由があつたかというところまではなかなか深く検証をしていなかったわけでありましてけれども、そういった検証をしながら、より効果的な行政の執行の方法等について確認をしていくと、そういうふうな評価の方法というふうなことでございます。このロジックモデルの導入につきましては、行政評価を指導いただいている先生からの提案があつて、導入をするということでありましてけれども、そのロジックモデルをやることによって、新たな費用というふうなことではなくて、これまでの先生にお支払いをしている委託料の中でこういったこともやってみましょうというふうなお話を受けて、導入をしていくというふうなことでございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 今年度は、令和2年度は試行・研究ということでしたけれども、もうちょっと具体的にどういう形で試行するのか、例えば今までやっている形の外部評価と並行して、併用してやってみるのか、等々、計画があれば教えてください。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをします。

外部評価をするに当たって、シートをその事業シートを作成しておりますけれども、そのシートごとに、やはりこういったロジックモデルに基づく表を作ってやっていこうというふうな予定でございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 了解いたしました。

すみません、総務課にもう一回戻ります。消防関係についてお聞きしたいのですが、68ページです。災害対策費というか、先ほど消防団の小型動力ポンプつき積載車の話がありました。何を聞きたいかといいますと、先般一般質問の中でも出ましたけれども、消防団の装備についてです。自動車は結構なのですけれども、例えば服装に関する部分で、令和2年度において、新たに被服関係を中心とした装備の更新があるのかどうか、計画があれば教えてください。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

消防団のいろんなかかっている消耗品等々につきましては、例えば、ちょっとお待ちください。細かい消耗品、要するに装備する備品ということですよ。ちょっと確認して後ほどお答えしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） だんだんと装備品が拡充されてきたというのは私自身も消防団員をやりながら感じております。例えば革手袋支給になったり、かっぱが支給になったり等々はあるのですが、具体的に言いますと、例えば耐火服、防火服ですか、あれに関しては非常に脱ぎ着もしにくいですし、人数分あるかどうか分からないという状況もありますので、まだまだ、まだまだというか、改善の余地はあるかと思っておりますので、検討いただきたいという趣旨です。利益誘導ではありませんので、よろしくお願いいたします。

もう一度企画課に戻ります。34ページになりますけれども、負担金補助及び交付金の34ページ一番上です。地域活動交付金ということで5,167万3,000円計上されております。昨年というか、31年度の予算だと、これがたしか5,000万円ちょっぴりだったわけですので、令和2年度においては一定の増額になっております。この増額になった原因を教えてください。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

増額の原因につきましては、事務局職員の人件費の改善によるものでございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） たしか2月の町の広報だと思うのですが、遊佐地区だけに限ったことかどうかわかりませんが、遊佐地域づくり協議会の職員を募集というチラシが入りました。それを見ますと、地域づくり職員の労働条件として、土日は休みですと、祝日が休みですと、勤務時間は8時半から17時15分ということで、恐らくこれは通常の役場職員の方と一緒に思います。そして、肝心の賃金なのですが、月額が15万円となっております。ただし書があって、この金額から保険料等が控除になりますというふうに書いてありますので、恐らく手取りだと13万円前後かなというふうに思います。昇級等も書いておりませんので、恐らくこのまま勤めている間は行くのでしょうか、果たして終身雇用というのが前提ではないとしても、額面額15万円でフルタイムで勤める人が健康に勤める人がいるのかというと、相当厳しいなというふうに思っていた次第です。この職員募集が出たのは31年度中の話ですので、分からないので、聞きたいわけですが、令和2年度の予算がこれを通ると、この15万円という額面の金額が上がるという可能性があるのか、それはもちろんそこそこの地域づくり協議会の判断でしょうけれども、そういうことも可能になるのかどうかちょっと確認したいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

地域づくり協議会の各地域づくり協議会の事務局員の職員のいわゆる雇用条件につきましては、なるだけ各協議会ごとに差異が出ないようにというふうなことで連合会の役員会の中でいろいろご意見も頂きながら調整をしてきたところであります。月額15万円につきましては、春以降も、令和2年度もその金額というふうなことで認識をしてございます。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5 番(齋藤 武君) となると、少なくとも令和2年度においては15万円でいきますよということというふうに理解をしたのですが、果たしてこれでいいのかということですよ。今回5,167万3,000円が上がってきていますけれども、私もこの内訳分からないので、どの程度が人件費に行くのか、ちょっとそこまでは確認しておりませんが、少なくとも客観的に見てもこの15万円しかお支払いできる状況にないとするば予算の組み方として、ひょっとすれば先ほどの選択と集中ではありませんけれども、ここに関する集中がもうちょっと足りない可能性もあるように思うわけですが、そこら辺課長どう思いますか。この15万円で果たして課長だったらお勤めになりますか。いかがですか。そういうことも含めてお願いします。

委員長(菅原和幸君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをいたします。

事務局職員の待遇につきましては、町が会計年度任用職員の制度を4月から導入をするということで、それに合わせて改善を図っていきたいというふうなことでいろいろ調整、協議をさせていただいてきました。既に事務局の職員につきましては、主任手当というものを導入して、既に一部改善を図ってきた部分もあるというふうなことから、町の会計年度任用職員と全く同じような形で改善というふうにはやっぱりならないだろうというふうなことでいろいろ協議をさせていただいた中でいて、改善を図るということになります。期末手当は新設をするというふうなことで考えておりました、年額では、いわゆる元年度、今年度と来年度においては年額では18万5,000円ほどの改善になるというふうなことで予定をしているところでございます。

委員長(菅原和幸君) 5番、齋藤武委員。

5 番(齋藤 武君) 募集要項を見る限りだと、期末手当ということを書いていなかったわけですが、そこは少なくとも改善になる部分であるということと話を伺いました。ただ、そもそもやってみないと分からないという部分もあるでしょうけれども、とにかく地域づくりの協議会の職員というのは地域づくりの本当に自主的な要で頑張っている方々でして、そういう方がいないと組織が回らないということで、非常に重要な仕事でありますので、その事業差に見合った賃金ということもぜひ考えていただきたいですし、これ役場職員と一緒に思うのです。一定数の例えば競争がなければ駄目だという要素は役場職員もあると思いますので、決してそこと違わない話だと思います。誰でもいいからという話ではありませんので、注意深く見ていただきたいというふうに思います。

次に、健康福祉課にお伺いいたします。先ほども出た話ではありますが、国民健康保険特別会計の1ページ目です。本当に最初のところです。歳入のところ、国民健康保険税の歳入に関してですが、先ほど3方式、4方式という話が出たので、その話の続きであります。この話というのはいろいろ、遊佐町の中では3方式から4方式という話でしたけれども、山形県においてはそれを推奨しているというふうな話でしたが、地域によっては2方式ということを採用している場所もあるそうです。2方式になるとどうなるかという、所得割と被保険者均等割だけになるということのようなのですけれども、当然4方式、3方式、2方式、それぞれ一長一短があって、あと時代に合わせていろいろな条件を合わせて変えていくべきだと思うのですが、3方式だと世帯平等割というのがあって、1世帯の数がばらばらであったり、あるいは1世帯の数が減っていく状況においてはもはやそれすら、3方式ですら実情にそぐわないという可能性も出てくるのかもしれないし、既に出ているから、2方式に変えているという自治体もある

わけですので、今回3方式に変わってすぐではありませんけれども、やはり3方式が果たしていいのか、さらに2方式も含めて検討というのは、私は4方式から3方式に変わったから、それで安心ということではなくて、引き続き制度の中身というのは精査すべきだというふうに思うのですけれども、それに関して健康福祉課長の所見を伺いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えをいたします。ただいまの齋藤委員のほうから2方式というお話を頂きました。実は、私勉強不足でして、2方式というのは初めてお聞きをしたところでございます。所得割と平等割、均等割でしたっけ。

（何事が声あり）

健康福祉課長（中川三彦君） 所得割と均等割という話でありました。所得割のほうは加入者の所得に応じてということでありまして、あと均等割については、加入者1人につき定額と、3方式に比較すれば平等割がないというものでございます。その方式が現状遊佐町の状況に応じて、さらに保険料負担の平等が得られるということであれば検討していく必要もあるかなというふうに思いますが、現状4方式から3方式に変わっていきたいというふうなことで予算化をしているわけでございますので、なおこの件に関しては少しこちらのほうでも検討をさせていただきたいというふうに考えております。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤武君） ぜひよろしくお願いします。3方式やってみて分かること、分からないこと、いろいろ出てくると思いますので、検証しながら進めていただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 実は3方式に変えている、既に変えている酒田市、鶴岡市との比較において、ちょっとご紹介したいと思います。これ数字ですので。鶴岡市は、もう既に3方式ですけれども、所得割のパーセンテージが7.9%、そして酒田市は8.3%が所得割でございます。遊佐町については、令和元年度は4方式で6.17%でありましたが、今度令和2年度からは6.6%という形に変えさせていただこうと、そんな今提案をしているところでございます。

それから、均等割、平均割を全て医療後期高齢者介護納付分と加えたときに、では鶴岡市民は一体幾ら1年間徴収されるのかといったときに、鶴岡市では7万8,000円、基本的な平均割、均等割で、資産割を除いた均等割、平均割で徴収される額が1年間で7万8,000円、では酒田市ではと申せば8万1,300円、ちなみに庄内町が8万2,100円で一番高い現状です。その中で遊佐町はと申せば、令和2年度の医療費後期高齢者支援金、そして介護納付分、全てを含めても7万4,900円、年間、ということは酒田、鶴岡よりはずっと安く上がっていると、酒田が8万1,300円、鶴岡が7万8,000円、その中で遊佐町は7万4,900円、この賦課しか求めない。そして、所得割の比率も全て鶴岡、酒田よりも大幅に下回っているということをご理解願いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤武君） 町長のおっしゃるとおりだと思います。今はお金をどういうふうに頂くかという話をしましたけれども、そもそも健康であれば、あるいは病気が少なければ保険料を使うということはないあるいは少なくなるわけですので、そういう視点というのも十分、最も大事だというふうに考えており

ます。

次に、副町長にお伺いたします。これは、どこということではなくて、全体を通しての話なのですが、副町長が入札関係の担当者だと思ってお聞きします。予算執行においては、様々な部署で入札、大なり小なり執行されるわけです。入札の方法というのも言うまでもなく幾つかあって、わけですが、それぞれ一長一短というのものもあるし、あと対象物だとか、物品によって向き不向きというのがあるので、一概にこの方式でどうのということではないと思うのですが、少なくとも各地において透明性の確保だとか、あるいは合理化に向けて改善工夫というのが加えられているということは間違いのないのだと思います。昨日ですが、大石田町の前副町長の方が再逮捕という話がありました。やっぱりショックだったのは、私たち議員が視察に行った虹のプラザに関する案件だったのです。行きましたので……

(何事か声あり)

- 5 番 (齋藤 武君) ええ。いや、確かに入ったときには説明を受けて、役場職員も自信に満ちた顔で説明してくれた、その建物が裏でこういうことがあったのかな、容疑の段階ですが、というふうに見えるのは返す返すも残念ではあります。ちなみに、そのときの虹のプラザの落札率は新聞報道によると99.89%だったということなのですが、このことはもちろん落札率だけで全てをどうのということではできませんけれども、大石田の方には悪いですが、遊佐町としてはそれを他山の石にしないでほしいというふうに思います。こういうことを踏まえて副町長として令和2年度の入札においてはどのような方針で臨むおつもりなのかご所見を伺いたいと思います。

委員長 (菅原和幸君) 本宮副町長。

副町長 (本宮茂樹君) そうですね、大変残念な結果だと私も思います。公共工事の適正な入札執行に当たっては一般質問の中でもお話、お答えを申し上げましたけれども、国のほうの公共工事の適正化に関する法律等々含めて頂いた情報を当町の大きさ、入札執行に当たって専門の部署があるような大きな市町村であったり、市であったり、私どものような町であったり、いろいろ形態はあろうかと思っておりますけれども、その中で適正に執行されるようなことをしっかりと議論をして、審査会の中でこれまでも適宜変更をしてきたという経過がございます。例えば入札予定価格の公表についても一時期国のほうでは公表すべきという形で公表に動きました。なぜそのように動いたかという、官製談合というような形であったり、ただいまのご指摘のような状況があって、その部分が不適切に取り扱われるということで、入札予定価格を事前公表する、それから事後公表する、私どものほうは事後公表で議論をしたときに事前に公表するというのはなかなか適正な競争を促すという側面においては適切ではないのではないかとこの審議の中で、事後公表という取扱いでずっとやってまいりました。そういった中で、適正な価格、いわゆる働いている方が適正な対価を得られる、また企業として適正な対価を得られる、こういった適正な発注の在り方、これを目指していく意味において、いわゆる低入札価格制度、あまりにも低い金額で入札、応札をした場合は、これは失格としますよ、なぜそんなに低いのですかという基準を設けてやってまいりました。それから、最低制限価格、工事の種類によって遊佐町でもこの最低制限価格で執行させていただいておりますけれども、このパーセントを下回る入札の場合はその内容のいかんを問わず失格といたしますというのが最低制限価格制度であります。低入札価格制度の場合は、その内容をそれぞれの項目、例えば直接工事費が何%とか、そういう割合に応じて確認をして、適正に執行できる状況なのかというようなことを検査します。

この割合も年々変わってきました、今現在は90%で執行してきた部分を国の率の変更に伴って、今たしか92%というふうな形でこれを執行してございます。つまり入札図書、設計書の価格が100%、そして最低制限価格が92%、この8%の間に入らない応札は失格という形になります。そういった中でしてございますので、一定落札率という概念でのいろんな議論もございますけれども、決して落札率が高いのが、それが悪いことだというのではなくて、しっかりとそれによって企業としても成り立ちをしていただいて、そして適正な給与の支払い等々、働いている方々に対する果実もしっかりと確保していただく、これがこの公共工事の在り方の中においては今求められているものであるのかなというふうに感じてございます。そういった意味において、これらの制度、さきにも申し上げましたけれども、国、県、いろんな自治体の情報に基づいて適正に変更していかなければならないときには審議会の中で審議をさせていただいて、5番、齋藤委員のほうからも一般質問でありました公表の在り方等についても、適正に適切な通路を使って公表に努めていく、この考え方は基本でありますので、そんな検討をしてみたいというふうに思っております。

委員長（菅原和幸君） 先ほどの5番、齋藤武委員の消防費に関する答弁保留しておりましたので、堀総務課長から答弁させます。

堀総務課長。

総務課長（堀 修君） 先ほど委員から質問ありました消防団員の物品についての部分について答弁漏れをお答えさせていただきたいと思っております。

まず初めに、被服につきましては、ページが67ページの非常備消防費の中の10節需用費の中の消耗品費、これに181万5,000円計上してございますけれども、この中に被服についてははんでんですとか、訓練服上下、それから長靴、ベルト、あとアポ口帽子等々の消耗品を含んで手当てする予定でございます。

あと、装備の部分につきましては、平成27年から28年度にかけまして防火手袋、ヘッドライト等を購入して支給したという経過がありますけれども、令和2年度については予定をしていないということであります。

また、防火服につきましては、今後近隣自治体の装備状況だとか、あと実際に活動していただいている消防団との皆さんの意見をお聞きして、消防団の幹部会議等で議論をしていきたいというふうに考えているところであります。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤 武君） 消防の装備についてはよろしくをお願いします。

最後、町長に予算に関するベースとなる方針についてお伺いしたいと思います。施政方針からちょっと引っ張ってきた話ですけども、あくまでも予算ということに関してお答えいただけたらと思います。今年の施政方針には、私ちょっと気になるフレーズがあったと思うのです。これは、ひょっとしたら町長が自ら筆を入れた部分なのかなと思ったので、その確認も含めてお伺いしたいわけですけども、その21ページに行動は常にしなやかにしたたかに、そういう行政でありたいというふうにして書いてあるのです。これどういうふうにするかということで、私は後段のしたたかという意味がどういう意味かなと思ったので、お聞きしたいわけですけども、一般的にしたたかというのは2つ意味があるようでして、1つは強くだとか、いっぱいという意味です。私が昨日の夜したたか飲んだとか、腰をしたたか打ったとか、そう

いう言い方をするのが一つの意味。もう一つは、しぶとくて一筋縄ではいかない様子という意味もあるようなのです。このどっちの意味かによって、この文章の全体の意味が決まってくると思いますので、どういう意味かなということをちょっと気になったので、これは恐らく先ほど言ったように、私の推測は、町長が自らここは足したのかなというふうに思ったものですから、そういうことも含めてどういう意味なのかをお聞かせいただきたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） まず、計画行政と申し上げてきました、予算には。ということで、一番私は予算組みで気にしているのが振興審議会に示した振興計画と、実際の予算とでどのくらい差異が出てしまうのだろうかということが常に気にしているところです。なぜならば、せっかく審議していただいたのに、かつては65とか70ぐらいしか予算はつかなかったのだという話を先輩から私は議員のときに聞いていたもので、95は行きたいなどは、やっぱり皆さんから審議していただいたのは95%ぐらいはやっぱり執行できるような町でありたいなと思って、そこが一番注意をしているということ。ですから、計画行政、そして各課の会議をしっかり調整していただいて、進めたいと思っていました。行動は常にしなやかに、そしてしたたかにとあります。今実は岩石採取問題で係争中であります。係争中ということは、ではこれまでの行動を、果たしてどういう事業者がどういう行動をして、どういう発言したかというのはやっぱり全部拾い出す必要があるだろうと思っています、二審ですから。それらをしっかり、これまででただ私の時代にやってきたことでなくて、それから10年も遡る先まで見て、そこで事業者の言っていること、町として主張してきたこと、それら等をしっかりと文字に表しながら、やっぱりしっかり弁護士と相談する、そういうところがないと、ただ自分が就任してからそこからだけの裁判、係争だという意識は私は持っていません。今の裁判は、まさに県が公害等調整委員会でノーと言われるのが一番怖いと思っています。そして、もう一つは町って意外に高裁とか、上に行ってしまうと権限ない町に対して裁判をやっているということは法律的な判断をしないで裁判所から逃げられる心配あるのかなと思っていますので、それらをしっかり集めて、そしてやっぱり主張しているところは主張していきたいなと、こんな意味で述べさせていただきました。

以上であります。

委員長（菅原和幸君） 5番、齋藤武委員。

5番（齋藤武君） お聞きしてよかったです。文章を読んだだけだと、したたかというのはどこに向けられた言葉が分からないです。今の話ですと、裁判だとか、要するにそういう方に向けてのものだったということでした。私が心配したのはこのしたたかという言葉が仮に町民だとかに向けられてしまうと、これは大変なことになります。ということなのです。自分より強い人に向けてならいいのでしょうかけれども、そういうことでぜひお願いしたいなというふうに思いました。

時間もないので、もう終わりますけれども、選択と集中という言葉と、計画行政という言葉、今の時間で幾つか出てきました。ただ、どうしても少なくとも今のやり取りの中では一貫した理論というのは見えなかったのです。どういう理屈に基づいて選択して、あるいは集中してという、その見極めラインが、私は今回見えなかったのは残念でありますけれども、それはほかの機会も通して議論を深めていきたいと思えます。ぜひ今の説明どおり、町長の説明どおりしなやかにしたたかに令和2年度の予算の執行をしてい

ただきたいと、お願いして終わります。

委員長（菅原和幸君） これでは5番、齋藤武委員の質疑は終了いたします。

8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） それでは、私のほうからも、多分本日最後になるのかなと思いながら質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、先ほど5番委員も話触れていました、空き家対策につきまして、少しお聞きしたいと思います。ここでは補助金という形で出ていますけれども、空き家のこの解体の補助金、これの要綱といいますが、ガイドライン、どういう形で出していくのか、それを少しご説明願います。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

これは、補助要綱を定めまして、至急決めておるわけでありまして、まず対象者につきましては、本町の固定資産台帳に登載されている空き家の所有者であること、または相続権利者であること、それから税の滞納がないこと、それからまたもう一つは税金について均等割、課税のみであるもの等々が対象者の要件になってございます。

あと、補助対象となる建物自体の要件につきましては、これは住宅の不良度の判定基準というのがあるのでございますけれども、その判定基準が50点以上であるものと、そういった基準がございまして。そういった要件に該当するものにおいて補助対象事業費の2分の1限度額50万円でありまして、それを金額を補助するという中身になってございます。

あと、残りの10万円につきましては、町内の業者を使用した場合に上乗せして出る手当ということで、今回60万円を当初予算で計上をさせていただいたということでございます。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 先ほど解体が必要な建物が186件ですか、百八十何件かあるということでお話でした。今の要件をなかなか満たす解体が必要な建物というのは非常に厳しいのかなというふうに思っています。しかし、私も知っている限りでも数件、私の住む吹浦地区でも数件ございます。ということは、ほかの地区でもかなりの数あるでしょうし、これはもう二進も三進も行かないだろうというような建物がかなり見受けられるかと思っています。この辺、先ほど解体のそのものまでなかなか踏み込んでいただけなかったと思うのですが、これを解体していただいて、できるだけ危険度を除去する、例えば土地に対して言えば、土地の流動性を上げるような方策みたいなものは考えていらっしゃらないでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

担当であります危機管理のところ、部署につきましては、まだ今のところ、そこまでは考えていない状況であります。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） これは非常に、個人の持ち物でございます。なかなか行政が手を出すのは大変なんでしょうけれども、やはりある程度のところで、きちんとした基準、建物の危険度をきちんと判断するその基準だったり、審査会なりなんなりというのをきちんと立ち上げて、やはり処理していかないと、こ

れから町の中がどんどん、どんどん、高齢化も進んで、人口減少が進む可能性がある中で、危険度の高い、解体しなければならない建物が増えてくる可能性というのは十分考えられるのですけれども、そういうところをきちんとこれから検討するべきだと思うのですけれども、これは個人の見解でも結構でございます。その辺は少し何かしらあればお答え願いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

先ほども要件を申し上げましたけれども、基本的には所有者調査を行って、詳細な把握をした上で、その命令対象者を明確にしていくということがまず必要になってきます。その上で特定空家に関わる審査会で特定空家に認定して、手順を踏んで、最悪の場合行政代執行に行くということになるかとは思いますが、まずは先ほど5番委員のところでもお話を申し上げましたけれども、まずは所有者に管理をお願いをするところをやはり十分しっかり対応やっていかなければならないのだろうなというふうに考えているところであります。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 最悪行政代執行までいかなければならない案件が出てくるのかなと思うのですけれども、所有者、納税されている方に連絡しながら、解体なり処分なりを促していくというのは重要だと思うのです。例えばこれ税制に関わってくるので、簡単ではない話ですし、非常に課をまたぐ話でございますので、大変だと思うのですけれども、例えば一定の要件を満たした場合、例えば今上物が、土地の場合だと上物が建っている場合だと固定資産税が軽減措置という形になっているかと思うのです。それを一定の要件、ちゃんと審査会なりがちゃんと勧告して、数値を出して、その後5年なり10年なり、期間を置いて、その間に処分してもらえないのであれば、例えば土地の通常の固定資産税に戻すとか、そういう形も必要かとは思っています。そうしないと、なかなか持ち主がやっぱり上物建っていますから、建物は評価なくて、固定資産税かからないからといって、土地まで安くなっているの、ああ、これはいいわいって、そのままほっぽり投げられても困る話ですので、例えばそういうのを検討できないのだろうか、少しこの辺は総務課長ではなくて、町民課長になるかと思うのですけれども、それいかがでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋町民課長。

町民課長（高橋晃弘君） お答えいたします。

今現在住宅地におきましては、当然人の住める住宅がある場合には、住宅軽減ということで200平米まで6分の1軽減、それを超えると1,000平米までは3分の1軽減がかかっておる状況にあります。また、その建物をどうしてもこういった危険空き家ということで、壊した場合には通常ですと非住宅地ということになりまして、通常の価格に戻ります。また、それを一定期間安くできないかというような考えだと思いますが、ちょっとそういったことが今現在行われているかというのはちょっと聞いたことがございませんので、調べてみないと分からない状況にあります。また、国のほうではそういった放置されている空き家については、そういう権限の係る宅地ではなくて、通常の被住宅の宅地の扱いにしようというようなことが逆に進んでおりますので、その辺も含めて再度調査してみたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 税金でございますので、国なりいろんなところと調整もあるのでしょうか、法律

的なものもあるので、なかなか町単独でどうこうというのは難しいかもしれませんが、例えばそういうのを一つ考えながら壊していただけるのであれば、軽減税率も考えられますよだとか、いろんな形で持ち主に対してメリットをある程度提示しながら危険空き家を除去してもらって、安全な状況にしてみよう、そして売買も含めて、所有の移転を含めて、もう少し流動性を持たせるのが重要かと思うので、せっかく今こういう形で予算としてこの補助金であったり、あと委託料としていろんな形で審査会なりやっているわけですから、何かしら、今今、今年すぐというわけにはいかないのでしょうけれども、将来的なものを考えながら、そういうのを考えていかなければならないと思うのですけれども、その辺課長のほうでいかがお考えでしょう。

委員長（菅原和幸君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） 特定空家と呼ばれる危険な家屋について、解体しやすい環境とありますが、そういうことを一定整備するのは当然必要なことだと思います。先ほど提案がありました、その税に関わる部分については、当然税法の改正等々が絡んできますので、難しい面もありますけれども、一つの案としてそういったことも検討することは考えなければいけないのかなというふうには考えております。そういったことも含めて、ただ単純に取り壊してくれというお願いで終わるだけではなくて、町としてもそういう環境的なものを少し整備してやる必要はあるのかなというところは感じているところであります。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） ぜひお願いしたいと思います。幸いと言っていいのかよく分からないのですが、都市部と違って、例えばよからぬやからが入り込んで、いたずらして火なんか出すような、そういう危険性だったり、そういうことが、当町の場合ほとんどないに等しいでしょうし、でも問題はやっぱり犬猫をはじめとする動物関係が入り込んで、そこでふんなりなんなりということで、悪臭だったり、そういうことの公害もありますので、できるだけその辺は将来に向けていい形でぜひお願いしたいなと思います。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に行きます。次、福祉のほうに少しお話ししていきたいと思います。予算のほうでも出ていますけれども、任意の予防接種ということで、子供のインフルエンザ、子育て対策としてやってもらっています。これで五、六年になるのかな、なりますけれども、本年度は子供のほうに対しては300万円ちょっとついているということでお話を伺っていました。この辺のインフルエンザの、子供の予防接種の状況、少しご説明願いたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答え申し上げます。

まず、予算書の47ページの委託料1億346万円、各種検診業務委託料等ということでございますが、この中に委員が今おっしゃいました子供のインフルエンザについても含まれてございます。金額としましては、子供インフルエンザについては、306万円というふうなことで計上しているところでございます。1回につき1,700円を助成するというふうなことで、対象については1,664人を対象にしております。1回目が991人、2回目が592人、計、延べということですが、1,583人というふうなことで、接種率については59.6%を想定をしているという中身でございます。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8 番(赤塚英一君) この接種が始まって、なかなか罹患の状況、把握は難しいかと思うのですけれども、当然ご家庭によって、国保の家庭もあれば、健康保険の家庭もございますので、全て正確にその件数把握はなかなか難しいかと思うのですけれども、インフルエンザの発生状況、概要程度になるかと思うのですけれども、分かる範囲でお願いいたします。

委員長(菅原和幸君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長(中川三彦君) お答えを申し上げます。

インフルエンザの発生状況ということでございました。まず、今年度、令和元年度シーズンにつきましては、子供インフルエンザということでありますので、小学校の状況について手元にある資料によりますと、学級閉鎖ということでは、全体的には例年よりも早く流行したということで、この予防接種の助成の開始が10月の15からでございましたが、もう一番早い藤岡小学校では9月から学級閉鎖があったという状況でありまして、藤岡につきましては9月から10月にかけて、それから藤崎では10月と1月、高瀬では2月、遊佐でも2月ということで、それぞれ学級閉鎖がございました。その学級閉鎖等の対応の回数は昨年度よりも多いという結果でありました。

あと、参考までにですけれども、これ藤崎小学校の例でございしますが、インフルエンザの発症率ということで調べたものがございします。インフルエンザの予防接種と、それから発症率の関係について、全校の児童を対象に調べた結果ということでありますが、予防接種をした人の発症率については32%、それから予防接種をしない人の発生率については40%ということで、藤崎小学校の全体の子供さんの数が……ちょっと人数が明確ではないのですけれども、全校でもそんなに多くない人数で調べた結果ですので、正確かと言われると、参考までにということでご理解をいただきたいのですが、予防接種をした人の発症率のほう若干低いということで、効果はあるということですが、際立った効果ということが言えるかということ、そこまでは言えないかなという状況でございします。あくまでも参考までにということでお聞きいただければというふうに思います。

委員長(菅原和幸君) 8番、赤塚英一委員。

8 番(赤塚英一君) なかなか分母そのものがちっちゃいですから、1人、2人で非常に発症率がパーセンテージが大きく動くのかなと思ってお話を聞いていましたけれども、ニュースなんか見えても、割と今年度早い時期からインフルエンザの発症がスタートしたようなので、なかなかあれでしたけれども、それでも割と庄内、酒田管轄といいますか、遊佐なんかは同じ県内の中でも非常に少ないように私は感じています、ここ数年。そういう意味では非常によかったのかなと思っています。これも当時平成23年でしたっけ、4年でしたっけ、そのくらいからたしかしたはずですが、当時の健康福祉課長がすぐに町長のところにかけて何とかつけてもらったとにこにこしながら話されていたことを思い出したのですけれども、やっぱり私も治療の関係で、少しお医者さんとお付き合いさせてもらっていますけれども、そこに行って話、先生と話ちょこつとすると、いいよねという話、積極的に接種してもらっていいよねというお話を聞きます。当然医者も慈善団体ではございませんから、やってもらえれば、それはありがたい話なのでしょうけれども、そういうことから考えれば非常によかったのかなと思っています。ただ、接種率ですが、これが6割を切っている状況、たしか最初のころは6割を超えていたと思うのですけれども、このところずっと6割を切っているような状況ですので、この辺は少し接種率、いろんな事情がある方もい

らっしゃいますので、100%とはいかないまでも、少しでもやっぱり接種率を上げたほうがいいかなと思うのですけれども、その辺何かしら課内、係の間の中でも話当然出るかと思うのですけれども、その辺の話題はどうでしょう。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

ただいまの質問の中身については、インフルエンザの予防接種の接種率についてのお話だったというふうに思います。それで、この子供インフルエンザに限って申し上げますと、確かに接種率につきましては、平成26年の年に60%を超えていたという結果が残っております。ただ、このときはちょっと条件が違ってきて、中学生までという対象でしたので、それ以降27年から平成の30年までは各年とも50%台後半というふうな推移をしております。ほとんど接種率については変わってございません。五十七、八%平均ということであります。この27年から30年までは、これは高校生までということで枠が拡大したものですから、なかなか接種率についても少し落ちてしまったという経過があるようでございます。インフルエンザの予防接種については、当然多く接種していただければそれだけ効果があるのかなというふうには思うわけですが、これについても義務というふうなことではなく、任意の予防接種ということですので、なるべく多くの方に接種をしていただくという啓発はしてまいりたいと思います。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 私も10月で予防接種がスタートすると、すぐに行ってしまうのですけれども、なかなかやっぱり特に中高生、高校生くらいになると予防接種なんてなかなか、はい、そうですかと行ってくれる子供たちは少ないのかなと思います。ただ、やっぱり特に中学校、高校なんかだと受験が間近にあるわけです。ちょうど今の時期ですから、そういうのを考えれば、やはり1年、2年であろうともやはりきちんと予防接種してもらっていかないと、他人にも迷惑かかるよというのもやっぱり重要なことだと思いますので、その辺はもう少し接種率を1ポイントでも2ポイントでも上げるような形で啓蒙活動、これは多分学校なんかとの連携も必要ではないかと思うのですけれども、その辺も含めて、ぜひやっていただきたいと思うのですけれども、さてインフルエンザでございます。これもウイルスでございます。今話題のコロナウイルスの状況ですけれども、当町にしても子どもセンターなりなんなりというところ、子供がどんどん集まる場所あるかと思えます。そのほかにも例えばご高齢の方もそうですし、いろんな方々がいろんなところで、公共施設のところである程度、今の時期ですから、当然密閉している場所に数人集まるということはあるかと思うのですけれども、この辺の利用状況であったり、ウイルス対策、この辺の対策はどうなっているのでしょうか。少しお聞きしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 中川健康福祉課長。

健康福祉課長（中川三彦君） お答えを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症というふうなことで、町のほうでも対策本部を立ち上げながら、その対策について方針なんかを決めて、町民の皆様にもお知らせをしているところでございます。それに従いまして各施設のほうでも様々なお願いをしながら対応をしているところでございます。健康福祉課の所管としますと、保育園と、それから子どもセンター、また放課後児童クラブについては所管ということで、少しお

話を申し上げたいと思いますが、まず子どもセンターにつきましては、利用者の推移としまして、3月1日には103名、これ日曜日でしたので、103名の利用がございましたが、3月の3日に小学校、中学校、高校の一斉休校といいますが、それが始まったわけですが、この週についてはおおむね50人程度平均、平日でございますので、50人程度で推移をしております。3月4日の日から利用者の方については体温を測っていただく検温をお願いをしているところでございまして、37度5分を一つの目安としまして、それを超える方がいらっしゃいましたら、入場をお断りするという措置をさせていただいたところでございます。3月の7日土曜日、8日日曜日については、7日が26人、8日が40人というふうなことで、ふだんの土日に比較をしますと格段に利用者が少ない状況になっております。一方、放課後児童クラブのほうでございまして、こちらについては町内でぽっかぽかクラブと、それからあそぶ塾の2つがございまして、ぽっかぽかクラブのほうは、登録者が現在70名ちょっと、それからあそぶ塾についても30名ちょっとというふうな登録者で、両方合わせると100名ぐらいの登録人数がいるわけですが、3月3日、一斉休校が始まった日については、両方合わせて29名、100人中29名の利用ということでございました。その後も31、31、29というふうなことで、全登録者数の3割ぐらいの利用というふうなことで推移をしております。3月7日は土曜日でございまして、この日は両方合わせて6名の利用にとどまっております。また、日曜日は3月8日は休みですので、3月9日、月曜日になりまして、また29名、火曜日が30名、昨日、水曜日が31名という利用でありました。このように推移しておりまして、そんなに全員が狭いところでもう日中過ごすという状況までには至っていないということでもあります。当然放課後児童クラブにおきましても、定期的に換気をする、あるいは手指の消毒をきちっと行う、そういったことをお願いをしながら子供たちの安全について注意を促しているところでございます。

以上です。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 今回のコロナウイルスに関してはあくまでも突発的な話ですし、なかなか新型、新しい、未知のウイルスということで、治療法なり予防法なりというのは確立していないわけですが、やはり基本は手洗い、うがい、おいしいものを食べて、しっかり寝る、多分これが重要だと思います。子供たちだけでなく、ご年配の方も無理なさをらずやっただけだと、過ごしていただければと思っております。東北ではお隣の宮城県、福島県には出ましたけれども、まだ山形県には来ていません。国内でも非常に数えるくらいしか罹患者が出ているというのはないです。先日もネットでは田舎があぶり出されるなんて、非常に笑い話にもなっていましたけれども、新型コロナウイルスに罹患されて苦しんでいる方、幸いにも山形県は発症していません。遊佐町が第1号というのを、不名誉を出すのだけは避けたいと思っておりますので、この辺は啓蒙活動として手洗いうがいをしっかりと啓蒙していただければと思っております。

さて、あと企画のほうにも少しお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。企画のほうは、企画費の中で委託料として出ているところに、遊佐のパーキングエリアタウン構想の予算がついているということでお聞きしております。今年度、来年度の状況を少し説明いただければと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

遊佐PAT創生拠点整備事業検討業務ということで、委託料として600万円予算を確保させていただいて

いるというふうなことでございます。整備計画の策定に向けた情報収集、調査検討というふうなことで予定しておりますけれども、具体的には委託業者が決まって、契約をしてからというふうなことで打合せになるというふうに思っております。今年度の内容としまして、町民広報の内容検討、それから移設根拠の整理、施設内容の検討、配置計画等についていろいろ報告書を今頂くというふうな予定になってございます。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） その日沿道の県境の開通を含めて既にもう計画、開通の計画が発表になりました。意外と想像していたより早いという形であります。ただ、このスピードで行った場合、非常にありがたいわけですけれども、小学校の統廃合とどっちが早いのかなと思いつつ見ていたのですけれども、この間は課長とお話しした後に少し考えていたのですけれども、小学校は既に統合の名称の今募集しているわけですけれども、さて遊佐PATです。この辺の名称の募集、これは当然機運を盛り上げるという部分では非常に重要な一つの核だったと思うのですけれども、この辺どうなっているのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

具体的な検討はこれからというふうなことでございますけれども、整備状況を見ながらそういったことについても検討を進めなければならないというふうに思っております。PATの関係につきましては、やはり通過をしないでそこに寄っていただくというふうな、寄っていただけるような名称というふうなことでも大変重要なポイントであるというふうに思っておりますので、現在の道の駅の移転を基本というふうなことであります。同じ名称でいくのかも含めて検討する必要があるだろうというふうに思っているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） やっぱり名称というのは重要かと思えます。正式名称のほかに、例えば愛称みたいなものも必要でしょうし、例えば尾花沢でしたっけ、ねまるみたいに愛称が一つのイメージにもなるでしょうし、そういうのを含めてこれから考えていかなければならない、早急に考えていかなければならない項目だと思います。これに合わせてインターチェンジも何か所か町内できるわけですけれども、今仮称遊佐インターという形で言っていますけれども、インターチェンジの名称はどのように考えているのでしょうか。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今まで仮称というふうなことで名称をつけながら対応してきたということでございます。2月20日になりまして、国交省の河川国道事務所からインターチェンジの名称の考え方について原則はあるというふうなことで、我々もそこで初めてそれを知ったというふうなことでありますけれども、原則は3つありまして、当該施設が所在する市町村の後にインターチェンジを付した名称、いわゆる市町村名を関したインターチェンジの名称、さらには同一市町村に複数ある場合については、ほかにも例もありますけれども、よくありますけれども、東西南北をつける、こういった原則、それからもう一つありまして、そういった名称が困難な場合については、字名であったり、地域名であったり、あるいは隣接市区町村名の連記であっ

たりというふうなことがあるというふうなことでございます。こういった話を聞きますと、確かにそういうふうになっているなというふうに思います。あるいはどうしてもそういった名称がつけづらいといったときには、例えば酒田みなとというふうなインターチェンジの名称もありますから、言ってみればそういう地域のランドマーク的な名称もあるというふうなことでございます。そういったことで国交省としては一定案を示して、町に意見を照会をすると、そういったような形で予定をしているというふうなお話を伺ったところでもあります。そのため、かつて以前こういった議会の質問の場でも、町として独自に公募をするというふうなことも申し上げてきたところでございますが、こういった関係で、言ってみれば特別変わったような名称をつけることはできないということからすると、あまり公募は適しないかなというふうに思ったものですから、今のところ公募は、ではできないですねというふうなお話を担当のところではしているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） 非常にインターチェンジの名称、原則が厳しいのかなというふうに思っています。東西南北をつけろって、北に向かって真っすぐ行っているところに北1、北2とかとつけるのかなかと思いつながら聞いていたのですけれども、それもいかなものかというのはありますし、やはり遊佐町、今ジオパークもそうですし、アマハゲもそうですし、先日は小山崎遺跡も指摘、答弁がありました。そういうのを考えれば、やはりそういうのに関連したような名称であったり、できるだけ遊佐に降りてもらえるような名称というのは重要なと思うのですけれども、その辺、これから高速道路をどんどん、どんどん建設は進みます。のほほんとしていると、あつという間に時期が過ぎて、あなたのところはここの名前、ぼんと、トップダウンで国から下りてきたやつをつけなければならない、何のおもしろみも何にもない話になってしまいますので、早急にしなければならぬかと思えます。この辺はぜひ係のほうで、担当課ということで、課長大変でしょうけれども、いろんな形で考えてもらいたいと思えます。この辺につきまして、少し町長ご所見あれば伺いたいと思えます。

委員長（菅原和幸君） 時田町長。

町長（時田博機君） 意外に国交省は厳しい条件をつけてきたなというふうな思いをしております。その中で町としてどういうことできるのという、その可能性を今国土交通省酒田国道河川事務所に伺っているという段階だと思っております。ですから、私から見れば、例えば女鹿のアマハゲインターなんていうのはほとんど不可能だなという思いをしているので、地域のその地名とか、大きい視点で考えてくださいよということを来たときに、やっぱり、あ、遊佐、山形県なのだよねという、遊佐町なのだよねというのははっきり分かるような名前にしていただければありがたいと思っております。

以上であります。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） ぜひそこはこれから機運を盛り上げていって、やっぱり町としてどんどん、どんどんこれは進めてもらって、このパーキングエリアもそうですし、インターチェンジもそうですし、いろんな形で使ってもらえるようにするためには一つの方策の要因だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

さて、最後にです。こちら商工費のほうに出ています。観光費の中に出ています。海水浴場の開設の

予算ついています。この辺少し内容的なものをお願いしたいと思います。

委員長（菅原和幸君） 高橋企画課長。

企画課長（高橋 務君） お答えをいたします。

観光費の負担金のところ、一番下にございます、海水浴場開設準備等補助金ということでございます。新規事業ということでありまして。海水浴場開設に当たっては、従来ですと西浜につきましては、地元の方から売店を設置をいただいて、営業いただいたということでありまして、近年やはりどうしても人口減少等もありますし、お客さんが減っていると、そういった中で、やはり町としては売店が設置されない事態は避けなければならないだろうというふうな思ったところでありまして、そのためにこういった支援ができるかというふうなことで検討したときに売店のいわゆる設置、撤去費用があるわけです。そこは、実は営業成績にかかわらず発生をすることということでありますので、そういった固定経費について、2分の1助成をするような形でどうだろうかというふうなことで今回予算を計上させていただいたところがあります。この補助金によりまして、事業者が不安なく設置できるような状況をまずはつくっていききたいというふうな思ったところでありまして。同じようにして十里塚につきましては、十里塚集落の有志の皆さんが運営に携わっていただいておりますけれども、サニタリーハウス、あるいは駐車場の開設費、こういったところにやはり人手がかかっているというふうなことでありますので、ここも同じように開設にかかる費用ということで15万円程度補助をしていきたいというふうなことで考えているところでございます。

委員長（菅原和幸君） 8番、赤塚英一委員。

8番（赤塚英一君） やはり夏の観光の目玉、大きい目玉だと思います、海水浴場というのは。当然花火大会もありますし、いろんな形でお客さん来てくれます。でも、売店がなかったら、やっぱり面白みが半減するというのがありますので、やっぱり夏海水浴場に行って食べる中華そばのおいしいこと。あれがなくなったら非常に寂しいですから、ぜひ西浜、十里塚を中心に盛り上げていくためにはやっぱり必要かと思っておりますので、開設の設置費用だけではなくて、またいろんな形で補助なり支援なりしてあげられるような方策を考えていただければと思います。

あと、海水浴場、海開きに合わせて当町でも海開き、キャンプ場開きやります。山の場合は山開きがあって、山納めがありますけれども、海の場合って海開きはありますけれども、海納めってないのですよね。そういうのも含めて、それがいいか悪いかは別にしても、人を集める、お客さんを集めるという一つのイベントとしてはそういうのもあってもいいのかなという気もしますし、その辺は必ずこれが一番だというのはないですけれども、せっかく観光地抱えて、海に山にお客さんを集める一番いい時期に一番いいサービスを提供できるような方策、観光係を中心に考えていただければと思います。よろしくお願いします。

以上で私の質問は終わります。

委員長（菅原和幸君） これで8番、赤塚英一委員の質疑は終了いたします。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日3月13日午前10時まで延会いたします。

（午後4時34分）